

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
また、神戸市の沿岸域にはマリニピア神戸やハーバーランド、大阪市の沿岸域には天保山ハーバービレッジや舞洲スポーツアイランド、ユニバーサルシティなど、商業・サービス・スポーツ・レジャー施設が複合立地した、大規模なレクリエーション施設が整備されている。 （８） 歴史・文化財 関西は、悠久の歴史に育まれた多彩な風土を誇り、鎌倉時代や江戸時代には政治機能の一部が関東に移ったものの、近代まで政治・経済・文化の中心的な機能を担ってきたことに加え、わが国の歴史の節目において重要な役割を果たしてきている。 縄文時代及び弥生時代から浜堤上に集落が発展し、漁労を営みながら瀬戸内交易を担っていた。また、弥生時代の蛸壺漁、製塩などは瀬戸内の中心的位置を占めていた。 古代になり政治の中心は、主として飛鳥・奈良地域にあったが、内陸部に位置していたことから、西日本各地の治世や中国や朝鮮の国々と交流のため、海に面した難波宮が造営され、「難波津」はわが国きつての国際港として繁栄した。 また、神戸港も「務古水門」「大輪田の泊」と呼ばれ、平安時代には「経ヶ島」が築造されるなど、中国や朝鮮の国々と交流の拠点となっていた。 中世には、堺が世界に向けた貿易自治都市として発展し、国内外の交易ネットワークが大阪湾を中心に完成していった。 近世には、全国の情報・物産ネットワークの拠点として、「天下の台所」大阪への、商業・取引機能の集約が進み、安治川の河川港と大阪市内を結ぶ運河網による舟運が発達した。当時は、「天下の貨、七分は浪華にあり、浪華の貨、七分は船中にあり」といわれ、海路を軸とした全国最大の物資の集積地であった。 また、神戸港も「兵庫の津」として、鎖国政策下の国内交通の要衝として重要な役割を果たしてきた。 近代には、慶応３年（1868年）に神戸港が開港され、最新鋭の設備を有するわが国を代表する国際貿易港として発展した。同じく大阪港も慶応３年に開港されたのち、オランダ人デ・レーケの起案により明治30年（1897年）に修築工事が着手され、これを礎として現在の姿に至っている。また、堺旧港では開国政策で増加した船舶の標識として、港の近代化を願う住民達の出資により日本最古の洋式木造燈台（現：国指定史跡旧堺燈台、以下「旧堺燈台」と記述）が建設され、以来、大阪湾近代化のシンボルとなってきた。 第二次大戦後の大阪湾沿岸域は、阪神工業地帯として加工貿易政策と重化学工業化の促進により日本の工業発展の主役となるとともに、さらなる人口・資産の集積を促してきた。 かつては、百人一首や源氏物語など文学作品の中で、美しく情緒豊かな海岸として表現され、人々に愛されてきた海岸も、このような歴史的経緯や港湾、都市の発展の過程で、埋立が進められ、沿岸域の土地利用が変化してきたため、沿岸域の歴史・文化財のストックは相対的に内陸部へと移り、現在の海岸線においては西宮市の西宮砲	・ 変更なし また、神戸市の沿岸域にはマリニピア神戸やハーバーランド、大阪市の沿岸域には天保山ハーバービレッジや舞洲スポーツアイランド、ユニバーサルシティなど、商業・サービス・スポーツ・レジャー施設が複合立地した、大規模なレクリエーション施設が整備されている。 （８） 歴史・文化財 関西は、悠久の歴史に育まれた多彩な風土を誇り、鎌倉時代や江戸時代には政治機能の一部が関東に移ったものの、近代まで政治・経済・文化の中心的な機能を担ってきたことに加え、わが国の歴史の節目において重要な役割を果たしてきている。 縄文時代及び弥生時代から浜堤上に集落が発展し、漁労を営みながら瀬戸内交易を担っていた。また、弥生時代の蛸壺漁、製塩などは瀬戸内の中心的位置を占めていた。 古代になり政治の中心は、主として飛鳥・奈良地域にあったが、内陸部に位置していたことから、西日本各地の治世や中国や朝鮮の国々と交流のため、海に面した難波宮が造営され、「難波津」はわが国きつての国際港として繁栄した。 また、神戸港も「務古水門」「大輪田の泊」と呼ばれ、平安時代には「経ヶ島」が築造されるなど、中国や朝鮮の国々と交流の拠点となっていた。 中世には、堺が世界に向けた貿易自治都市として発展し、国内外の交易ネットワークが大阪湾を中心に完成していった。 近世には、全国の情報・物産ネットワークの拠点として、「天下の台所」大阪への、商業・取引機能の集約が進み、安治川の河川港と大阪市内を結ぶ運河網による舟運が発達した。当時は、「天下の貨、七分は浪華にあり、浪華の貨、七分は船中にあり」といわれ、海路を軸とした全国最大の物資の集積地であった。 また、神戸港も「兵庫の津」として、鎖国政策下の国内交通の要衝として重要な役割を果たしてきた。 近代には、慶応３年（1868年）に神戸港が開港され、最新鋭の設備を有するわが国を代表する国際貿易港として発展した。同じく大阪港も慶応３年に開港されたのち、オランダ人デ・レーケの起案により明治30年（1897年）に修築工事が着手され、これを礎として現在の姿に至っている。また、堺旧港では開国政策で増加した船舶の標識として、港の近代化を願う住民達の出資により日本最古の洋式木造燈台（現：国指定史跡旧堺燈台、以下「旧堺燈台」と記述）が建設され、以来、大阪湾近代化のシンボルとなってきた。 第二次大戦後の大阪湾沿岸域は、阪神工業地帯として加工貿易政策と重化学工業化の促進により日本の工業発展の主役となるとともに、さらなる人口・資産の集積を促してきた。 かつては、百人一首や源氏物語など文学作品の中で、美しく情緒豊かな海岸として表現され、人々に愛されてきた海岸も、このような歴史的経緯や港湾、都市の発展の過程で、埋立が進められ、沿岸域の土地利用が変化してきたため、沿岸域の歴史・文化財のストックは相対的に内陸部へと移り、現在の海岸線においては西宮市の西宮砲台跡や

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
台跡や堺市の旧堺燈台などがわずかに見られるに過ぎない。 しかし、源平一ノ谷の合戦の「鴨越え」で有名な須磨海岸、万葉の昔から詠われてきた高師浜や「吹飯の濱」（万葉集）などの歌枕になっている岬町周辺の海岸は、歴史的な面影を残している。 （９） 祭・イベント 大阪湾沿岸では多くの祭・イベントが行われている。 兵庫県域の代表的な祭・イベントとしては、神戸まつり、西宮まつり、西宮浜マリンフェスタなどが挙げられる。 大阪府域の代表的な祭・イベントとしては、大阪港みなとまつり、堺大魚夜市、岸和田港まつり、阪南市、岬町のマリンフェスティバルなどが挙げられる。 その他、海の体験学習イベント、観光漁業として、マリンピア神戸魚の学校、田尻漁協・田尻海洋交流センター、岡田浦漁協による漁業体験なども開催されている。 - 15 -	・ 変更なし 堺市の旧堺燈台などがわずかに見られるに過ぎない。 しかし、源平一ノ谷の合戦の「鴨越え」で有名な須磨海岸、万葉の昔から詠われてきた高師浜や「吹飯の濱」（万葉集）などの歌枕になっている岬町周辺の海岸は、歴史的な面影を残している。 （９） 祭・イベント 大阪湾沿岸では多くの祭・イベントが行われている。 兵庫県域の代表的な祭・イベントとしては、神戸まつり、西宮まつり、西宮浜マリンフェスタなどが挙げられる。 大阪府域の代表的な祭・イベントとしては、大阪港みなとまつり、堺大魚夜市、岸和田港まつり、阪南市、岬町のマリンフェスティバルなどが挙げられる。 その他、海の体験学習イベント、観光漁業として、マリンピア神戸魚の学校、田尻漁協・田尻海洋交流センター、岡田浦漁協による漁業体験なども開催されている。 - 16 -

現行基本計画記載内容				変更記載内容（案）					
（１０） 関連計画 関連計画としては、近畿圏に係わる国土交通省など国の機関による計画や大阪府、兵庫県などの総合計画、神戸港、大阪港など港湾に関する計画などが挙げられる。 主な関連計画とプロジェクトを表 1.1.3 に整理した。				・ 最新の情報に更新 （１０） 関連計画 関連計画としては、近畿圏に係わる国土交通省など国の機関による計画や大阪府、兵庫県などの総合計画、神戸港、大阪港など港湾に関する計画などが挙げられる。 主な関連計画とプロジェクトを表 1.1.3 に整理した。					
表 1.1.3 主な関連計画・プロジェクト				表 1.1.3 主な関連計画・プロジェクト					
関連計画	国の計画			関連計画	国の計画				
	総合計画・地域づくり	・国土形成計画(全国計画)(平成27年8月 国土交通省) ・近畿圏広域地方計画(平成28年3月 国土交通省) ・大阪湾港湾の基本構想～スマートベイの実現を目指して～ (平成27年12月 大阪湾港湾関連推進協議会)			総合計画・地域づくり	・ 国土形成計画(全国計画)(令和5年7月閣議決定 国土交通省) ・近畿圏広域地方計画(平成28年3月 国土交通省) ・大阪湾港湾の基本構想～スマートベイの実現を目指して～ (平成27年12月 大阪湾港湾関連推進協議会)			
	防護	・国土強靱化基本計画(平成30年12月 内閣官房) ・第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月 国土交通省) ・インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月 国土交通省) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年8月 農林水産省)			防護	・ 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定 内閣官房) ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月 国土交通省) ・インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月 国土交通省) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年8月 農林水産省)			
	環境	・瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月 環境省) ・水産基本計画(平成29年4月 水産庁) ・大阪湾再生行動計画(第二期)(平成26年5月 大阪湾再生推進会議)			環境	・ 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月 環境省) ・ 水産基本計画(令和4年3月 水産庁) ・ 大阪湾再生行動計画(第三期)(令和6年6月 大阪湾再生推進会議)			
	兵庫県の計画		総合計画・地域づくり		大阪府域の計画		総合計画・地域づくり		
	総合計画・地域づくり	・兵庫県国土利用計画(第5次) (平成29年3月) ・21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略ー(平成23年12月) ・兵庫県地域創生戦略 (平成30年3月) ・兵庫県2030年の展望 (平成30年10月) ・社会基盤整備プログラム (平成31年3月) ・西播磨地域ビジョン (西播磨県民局 平成23年10月) ・中播磨地域ビジョン (中播磨県民局 平成23年10月) ・東播磨地域ビジョン (東播磨県民局 平成23年12月) ・関係市の総合計画			・(第5次)大阪府国土利用計画 (平成29年3月) ・将来ビジョン・大阪(平成20年12月) ・第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月) ・関係市町の総合計画				
	防護	・兵庫県地域防災計画 ・兵庫県強靱化計画(令和2年3月) ・関係市の地域防災計画 ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(令和2年9月版) ・津波防災インフラ整備計画 (令和2年7月) ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画 (令和2年3月版) ・兵庫県高潮対策10箇年計画 (令和2年6月)			防護	・大阪府地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画(令和2年3月) ・関係市町の地域防災計画 ・新・大阪府地震防災アクションプラン (平成27年3月) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム(平成27年3月) ・大阪府都市基盤施設長寿命化計画 (平成27年3月)			
	環境	・瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画(平成28年10月) ・第5次兵庫県環境基本計画 (平成31年2月) ・ひょうご農林水産ビジョン2025 (平成28年3月)			環境	・瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画(平成28年10月) ・大阪21世紀の新環境総合計画 (平成30年7月) ・大阪府新農林水産業振興ビジョン (平成24年3月)			
	兵庫県のプロジェクト		大阪府域のプロジェクト		兵庫県のプロジェクト				
	・大阪湾フェニックス計画 ・尼崎21世紀の森構想 ・21世紀の尼崎運河再生プロジェクト		・大阪湾フェニックス計画 ・関西国際空港全体構想 ・堺市中心市街地活性化基本計画 ・堺臨海部再生・創造ビジョン ・堺グランドデザイン2040		・大阪湾フェニックス計画 ・尼崎21世紀の森構想 ・21世紀の尼崎運河再生プロジェクト				
	プロジェクト				プロジェクト	・大阪湾フェニックス計画 ・関西国際空港全体構想 ・堺市中心市街地活性化基本計画 ・堺臨海部再生・創造ビジョン ・堺グランドデザイン2040			

- 16 -

変更記載内容（案）									
・ 最新の情報に更新									
（１０） 関連計画									
関連計画としては、近畿圏に係わる国土交通省など国の機関による計画や大阪府、兵庫県などの総合計画、神戸港、大阪港など港湾に関する計画などが挙げられる。									
主な関連計画とプロジェクトを表 1.1.3 に整理した。									
表 1.1.3 主な関連計画・プロジェクト									
関連計画	国の計画			関連計画	国の計画				
	総合計画・地域づくり	・ 国土形成計画(全国計画)(令和5年7月閣議決定 国土交通省) ・近畿圏広域地方計画(平成28年3月 国土交通省) ・大阪湾港湾の基本構想～スマートベイの実現を目指して～ (平成27年12月 大阪湾港湾関連推進協議会)			総合計画・地域づくり	・ 国土形成計画(全国計画)(令和5年7月閣議決定 国土交通省) ・近畿圏広域地方計画(平成28年3月 国土交通省) ・大阪湾港湾の基本構想～スマートベイの実現を目指して～ (平成27年12月 大阪湾港湾関連推進協議会)			
	防護	・ 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定 内閣官房) ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月 国土交通省) ・インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月 国土交通省) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年8月 農林水産省)			防護	・ 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定 内閣官房) ・ 第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月 国土交通省) ・インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月 国土交通省) ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年8月 農林水産省)			
	環境	・ 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月 環境省) ・ 水産基本計画(令和4年3月 水産庁) ・ 大阪湾再生行動計画(第三期)(令和6年6月 大阪湾再生推進会議)			環境	・ 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月 環境省) ・ 水産基本計画(令和4年3月 水産庁) ・ 大阪湾再生行動計画(第三期)(令和6年6月 大阪湾再生推進会議)			
	兵庫県の計画		総合計画・地域づくり		大阪府域の計画		総合計画・地域づくり		
	総合計画・地域づくり	・兵庫県国土利用計画(第5次) (平成29年3月) ・21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略ー(平成23年12月) ・兵庫県地域創生戦略 (平成30年3月) ・兵庫県2030年の展望 (平成30年10月) ・社会基盤整備プログラム (平成31年3月) ・西播磨地域ビジョン (西播磨県民局 平成23年10月) ・中播磨地域ビジョン (中播磨県民局 平成23年10月) ・東播磨地域ビジョン (東播磨県民局 平成23年12月) ・関係市の総合計画			・(第5次)大阪府国土利用計画 (平成29年3月) ・将来ビジョン・大阪(平成20年12月) ・第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月) ・関係市町の総合計画				
	防護	・兵庫県地域防災計画 ・兵庫県強靱化計画(令和2年3月) ・関係市の地域防災計画 ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(令和2年9月版) ・津波防災インフラ整備計画 (令和2年7月) ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画 (令和2年3月版) ・兵庫県高潮対策10箇年計画 (令和2年6月)			防護	・大阪府地域防災計画 ・大阪府強靱化地域計画(令和5年3月) ・関係市町の地域防災計画 ・新・大阪府地震防災アクションプラン (平成31年1月) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム(平成27年3月) ・大阪府都市基盤施設長寿命化計画 (平成27年3月)			
	環境	・瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画(平成28年10月) ・第5次兵庫県環境基本計画 (平成31年2月) ・ひょうご農林水産ビジョン2025 (平成28年3月)			環境	・ 「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン(令和4年10月) ・ 2030大阪府環境総合計画(令和3年3月) ・ 新・大阪府豊かな海づくりプラン(令和2年5月) ・ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画(令和3年3月)			
	兵庫県のプロジェクト		大阪府域のプロジェクト		兵庫県のプロジェクト				
	・大阪湾フェニックス計画 ・尼崎21世紀の森構想 ・21世紀の尼崎運河再生プロジェクト		・大阪湾フェニックス計画 ・関西国際空港全体構想 ・堺市中心市街地活性化基本計画 ・堺臨海部再生・創造ビジョン ・堺グランドデザイン2040		・大阪湾フェニックス計画 ・尼崎21世紀の森構想 ・21世紀の尼崎運河再生プロジェクト				
	プロジェクト				プロジェクト	・大阪湾フェニックス計画 ・関西国際空港全体構想 ・堺市中心市街地活性化基本計画 ・堺臨海部再生・創造ビジョン ・堺グランドデザイン2040			

- 17 -

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）												
（１１） 海岸への要請 <兵庫県域> ■防護 <table><tr><td>沿岸市の要請</td><td> ● 新たに整備が必要となった区間の事業推進（神戸市） ● 内水排除対策（神戸市） ● 親水性護岸の整備（西宮市、芦屋市） </td></tr><tr><td>県民の要請</td><td> ● 防護を優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性の強化や津波の対応策 </td></tr></table> ■環境 <table><tr><td>沿岸市の要請</td><td> ● 防護機能を確保しつつ、白砂青松のある海岸環境回復（神戸市、西宮市、芦屋市） ● 水質改善、ヘドロ浚渫（西宮市） </td></tr><tr><td>県民の要請</td><td> ● 残された貴重な自然の調査や保護と環境の回復 ● 海水の浄化対策 ● 白砂青松の景観づくり ● モラルの向上の啓発によるごみや落書きの対応 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進 ● 貴重な植生が見られる区域の立入禁止化 ● 埋立や養浜によって失われた藻場の育成 ● 鳥類は広範囲の移動が可能であるため、内陸部も含めた縦割り行政を越えた保全対策 ● 自然性が残されている海岸の自然の成り行きに任せた整備・管理 </td></tr></table> ■利用 <table><tr><td>沿岸市の要請</td><td> ● 車両の乗入れや、花火、ごみ対策（神戸市、西宮市） ● 快適で豊かな水辺・港湾空間の創出（西宮市、尼崎市） ● 海岸へのアクセス改善（西宮市） ● 放置艇の対応（西宮市、尼崎市） </td></tr><tr><td>県民の要請</td><td> ● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放 ● アクセス道路の整備 ● 公園、遊歩道、トイレなど日常的な海岸利用に資する整備 ● 眺望の確保 ● 水上バイク、車両や花火の規制 ● 放置艇の対応 ● 海岸利用者のマナー向上 </td></tr></table>	沿岸市の要請	● 新たに整備が必要となった区間の事業推進（神戸市） ● 内水排除対策（神戸市） ● 親水性護岸の整備（西宮市、芦屋市）	県民の要請	● 防護を優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性の強化や津波の対応策	沿岸市の要請	● 防護機能を確保しつつ、白砂青松のある海岸環境回復（神戸市、西宮市、芦屋市） ● 水質改善、ヘドロ浚渫（西宮市）	県民の要請	● 残された貴重な自然の調査や保護と環境の回復 ● 海水の浄化対策 ● 白砂青松の景観づくり ● モラルの向上の啓発によるごみや落書きの対応 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進 ● 貴重な植生が見られる区域の立入禁止化 ● 埋立や養浜によって失われた藻場の育成 ● 鳥類は広範囲の移動が可能であるため、内陸部も含めた縦割り行政を越えた保全対策 ● 自然性が残されている海岸の自然の成り行きに任せた整備・管理	沿岸市の要請	● 車両の乗入れや、花火、ごみ対策（神戸市、西宮市） ● 快適で豊かな水辺・港湾空間の創出（西宮市、尼崎市） ● 海岸へのアクセス改善（西宮市） ● 放置艇の対応（西宮市、尼崎市）	県民の要請	● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放 ● アクセス道路の整備 ● 公園、遊歩道、トイレなど日常的な海岸利用に資する整備 ● 眺望の確保 ● 水上バイク、車両や花火の規制 ● 放置艇の対応 ● 海岸利用者のマナー向上	・ 兵庫県にて修正
沿岸市の要請	● 新たに整備が必要となった区間の事業推進（神戸市） ● 内水排除対策（神戸市） ● 親水性護岸の整備（西宮市、芦屋市）												
県民の要請	● 防護を優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性の強化や津波の対応策												
沿岸市の要請	● 防護機能を確保しつつ、白砂青松のある海岸環境回復（神戸市、西宮市、芦屋市） ● 水質改善、ヘドロ浚渫（西宮市）												
県民の要請	● 残された貴重な自然の調査や保護と環境の回復 ● 海水の浄化対策 ● 白砂青松の景観づくり ● モラルの向上の啓発によるごみや落書きの対応 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進 ● 貴重な植生が見られる区域の立入禁止化 ● 埋立や養浜によって失われた藻場の育成 ● 鳥類は広範囲の移動が可能であるため、内陸部も含めた縦割り行政を越えた保全対策 ● 自然性が残されている海岸の自然の成り行きに任せた整備・管理												
沿岸市の要請	● 車両の乗入れや、花火、ごみ対策（神戸市、西宮市） ● 快適で豊かな水辺・港湾空間の創出（西宮市、尼崎市） ● 海岸へのアクセス改善（西宮市） ● 放置艇の対応（西宮市、尼崎市）												
県民の要請	● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放 ● アクセス道路の整備 ● 公園、遊歩道、トイレなど日常的な海岸利用に資する整備 ● 眺望の確保 ● 水上バイク、車両や花火の規制 ● 放置艇の対応 ● 海岸利用者のマナー向上												

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）																								
<大阪府域> ■防護 <table> <tr> <td>沿岸市町の要請</td><td> ● 海岸保全施設の整備・改善（大阪市、堺市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町） ● 防災、救急活動のための海岸道路整備（阪南市） ● 背後地の防災空間の確保（泉佐野市、阪南市） </td></tr> <tr> <td>府民の要請</td><td> ● 防護を最優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性のある護岸や堤防による海岸整備 ● 災害時の迅速な避難のための情報提供や防災体制の整備、避難地の確保などソフト面の充実 </td></tr> </table> ■環境 <table> <tr> <td>沿岸市町の要請</td><td> ● 昔ながらの白砂青松のある海岸環境回復（阪南市） ● 身近に親しめる潤いと魅力ある海岸づくり（大阪市、堺市、泉大津市、貝塚市、阪南市） ● ごみなどの不法投棄に対する対策（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町） </td></tr> <tr> <td>府民の要請</td><td> ● 昔海辺で遊んだ楽しい思い出のなぎさを復活させ、21 世紀の子供たちにも同じ感動や自然の恵みを与えることのできる海岸づくり ● 昔の大阪湾のような砂浜や人工磯、干潟の整備 ● 現存の自然の保全 ● 住民に優しく、魚や水生生物、環境にも優しい海岸整備 ● 水の都大阪を諸外国から訪れる人達にも自慢できるような、海水の浄化対策や景観づくり ● 小・中学生を対象とした自然観察会の開催 ● 大阪府沿岸域の汚いイメージの一新、モラルの向上の啓発によるごみや産業廃棄物などの不法投棄防止 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進とボランティア参加の機会づくり ● 定期清掃活動の展開 ● 海水の水質保全を目的とした河川、汚水排水浄化の啓蒙活動の展開 </td></tr> </table> ■利用 <table> <tr> <td>沿岸市町の要請</td><td> ● 自然観察・学習、地域イベントなど、自主活動のできる場づくり（堺市、阪南市、岬町） ● 海浜レクリエーション機能の導入による地域活性化の推進（堺市、高石市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町） ● ウォーターフロント空間の創出（堺市、田尻町、阪南市） ● 漁業との連携による多様な交流、賑わいを創出する海岸づくり（堺市、高石市、泉佐野市、田尻町、阪南市） ● 海浜アクセスの改善（泉南市、阪南市） </td></tr> <tr> <td>府民の要請</td><td> ● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放、海辺へのアクセス性の向上 ● 汚損施設の撤去・改善および放置艇への対策 ● 海辺の風景を楽しんだり、海水浴など海辺のレクリエーションや散策、自然観察など快適な環境で自然にふれあうことのできる海岸づくり ● 海岸を適正に利用していくうえで、利用者が環境へ悪影響を及ぼさないようなマナーや海岸利用のルールづくり </td></tr> </table>	沿岸市町の要請	● 海岸保全施設の整備・改善（大阪市、堺市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町） ● 防災、救急活動のための海岸道路整備（阪南市） ● 背後地の防災空間の確保（泉佐野市、阪南市）	府民の要請	● 防護を最優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性のある護岸や堤防による海岸整備 ● 災害時の迅速な避難のための情報提供や防災体制の整備、避難地の確保などソフト面の充実	沿岸市町の要請	● 昔ながらの白砂青松のある海岸環境回復（阪南市） ● 身近に親しめる潤いと魅力ある海岸づくり（大阪市、堺市、泉大津市、貝塚市、阪南市） ● ごみなどの不法投棄に対する対策（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）	府民の要請	● 昔海辺で遊んだ楽しい思い出のなぎさを復活させ、21 世紀の子供たちにも同じ感動や自然の恵みを与えることのできる海岸づくり ● 昔の大阪湾のような砂浜や人工磯、干潟の整備 ● 現存の自然の保全 ● 住民に優しく、魚や水生生物、環境にも優しい海岸整備 ● 水の都大阪を諸外国から訪れる人達にも自慢できるような、海水の浄化対策や景観づくり ● 小・中学生を対象とした自然観察会の開催 ● 大阪府沿岸域の汚いイメージの一新、モラルの向上の啓発によるごみや産業廃棄物などの不法投棄防止 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進とボランティア参加の機会づくり ● 定期清掃活動の展開 ● 海水の水質保全を目的とした河川、汚水排水浄化の啓蒙活動の展開	沿岸市町の要請	● 自然観察・学習、地域イベントなど、自主活動のできる場づくり（堺市、阪南市、岬町） ● 海浜レクリエーション機能の導入による地域活性化の推進（堺市、高石市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町） ● ウォーターフロント空間の創出（堺市、田尻町、阪南市） ● 漁業との連携による多様な交流、賑わいを創出する海岸づくり（堺市、高石市、泉佐野市、田尻町、阪南市） ● 海浜アクセスの改善（泉南市、阪南市）	府民の要請	● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放、海辺へのアクセス性の向上 ● 汚損施設の撤去・改善および放置艇への対策 ● 海辺の風景を楽しんだり、海水浴など海辺のレクリエーションや散策、自然観察など快適な環境で自然にふれあうことのできる海岸づくり ● 海岸を適正に利用していくうえで、利用者が環境へ悪影響を及ぼさないようなマナーや海岸利用のルールづくり	・表現の修正 <大阪府域> ■防護 <table> <tr> <td>沿岸市町の要請</td><td> ● 海岸保全施設の整備・改善（大阪市、堺市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町） ● 防災、救急活動のための海岸道路整備（阪南市） ● 背後地の防災空間の確保（泉佐野市、阪南市） </td></tr> <tr> <td>府民の要請</td><td> ● 防護を最優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性のある護岸や堤防による海岸整備 ● 災害時の迅速な避難のための情報提供や防災体制の整備、避難地の確保などソフト面の充実 </td></tr> </table> ■環境 <table> <tr> <td>沿岸市町の要請</td><td> ● 昔ながらの白砂青松のある海岸環境回復（阪南市） ● 身近に親しめる潤いと魅力ある海岸づくり（大阪市、堺市、泉大津市、貝塚市、阪南市） ● ごみなどの不法投棄に対する対策（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町） </td></tr> <tr> <td>府民の要請</td><td> ● 昔海辺で遊んだ楽しい思い出のなぎさを復活させ、将来の子供たちにも同じ感動や自然の恵みを与えることのできる海岸づくり ● 昔の大阪湾のような砂浜や人工磯、干潟の整備 ● 現存の自然の保全 ● 住民に優しく、魚や水生生物、環境にも優しい海岸整備 ● 水の都大阪を諸外国から訪れる人達にも自慢できるような、海水の浄化対策や景観づくり ● 小・中学生を対象とした自然観察会の開催 ● 大阪府沿岸域の汚いイメージの一新、モラルの向上の啓発によるごみや産業廃棄物などの不法投棄防止 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進とボランティア参加の機会づくり ● 定期清掃活動の展開 ● 海水の水質保全を目的とした河川、汚水排水浄化の啓発活動の展開 </td></tr> </table> ■利用 <table> <tr> <td>沿岸市町の要請</td><td> ● 自然観察・学習、地域イベントなど、自主活動のできる場づくり（堺市、阪南市、岬町） ● 海浜レクリエーション機能の導入による地域活性化の推進（堺市、高石市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町） ● ウォーターフロント空間の創出（堺市、田尻町、阪南市） ● 漁業との連携による多様な交流、賑わいを創出する海岸づくり（堺市、高石市、泉佐野市、田尻町、阪南市） ● 海浜アクセスの改善（泉南市、阪南市） </td></tr> <tr> <td>府民の要請</td><td> ● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放、海辺へのアクセス性の向上 ● 汚損施設の撤去・改善および放置艇への対策 ● 海辺の風景を楽しんだり、海水浴など海辺のレクリエーションや散策、自然観察など快適な環境で自然にふれあうことのできる海岸づくり ● 海岸を適正に利用していくうえで、利用者が環境へ悪影響を及ぼさないようなマナーや海岸利用のルールづくり </td></tr> </table>	沿岸市町の要請	● 海岸保全施設の整備・改善（大阪市、堺市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町） ● 防災、救急活動のための海岸道路整備（阪南市） ● 背後地の防災空間の確保（泉佐野市、阪南市）	府民の要請	● 防護を最優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性のある護岸や堤防による海岸整備 ● 災害時の迅速な避難のための情報提供や防災体制の整備、避難地の確保などソフト面の充実	沿岸市町の要請	● 昔ながらの白砂青松のある海岸環境回復（阪南市） ● 身近に親しめる潤いと魅力ある海岸づくり（大阪市、堺市、泉大津市、貝塚市、阪南市） ● ごみなどの不法投棄に対する対策（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）	府民の要請	● 昔海辺で遊んだ楽しい思い出のなぎさを復活させ、将来の子供たちにも同じ感動や自然の恵みを与えることのできる海岸づくり ● 昔の大阪湾のような砂浜や人工磯、干潟の整備 ● 現存の自然の保全 ● 住民に優しく、魚や水生生物、環境にも優しい海岸整備 ● 水の都大阪を諸外国から訪れる人達にも自慢できるような、海水の浄化対策や景観づくり ● 小・中学生を対象とした自然観察会の開催 ● 大阪府沿岸域の汚いイメージの一新、モラルの向上の啓発によるごみや産業廃棄物などの不法投棄防止 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進とボランティア参加の機会づくり ● 定期清掃活動の展開 ● 海水の水質保全を目的とした河川、汚水排水浄化の啓発活動の展開	沿岸市町の要請	● 自然観察・学習、地域イベントなど、自主活動のできる場づくり（堺市、阪南市、岬町） ● 海浜レクリエーション機能の導入による地域活性化の推進（堺市、高石市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町） ● ウォーターフロント空間の創出（堺市、田尻町、阪南市） ● 漁業との連携による多様な交流、賑わいを創出する海岸づくり（堺市、高石市、泉佐野市、田尻町、阪南市） ● 海浜アクセスの改善（泉南市、阪南市）	府民の要請	● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放、海辺へのアクセス性の向上 ● 汚損施設の撤去・改善および放置艇への対策 ● 海辺の風景を楽しんだり、海水浴など海辺のレクリエーションや散策、自然観察など快適な環境で自然にふれあうことのできる海岸づくり ● 海岸を適正に利用していくうえで、利用者が環境へ悪影響を及ぼさないようなマナーや海岸利用のルールづくり
沿岸市町の要請	● 海岸保全施設の整備・改善（大阪市、堺市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町） ● 防災、救急活動のための海岸道路整備（阪南市） ● 背後地の防災空間の確保（泉佐野市、阪南市）																								
府民の要請	● 防護を最優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性のある護岸や堤防による海岸整備 ● 災害時の迅速な避難のための情報提供や防災体制の整備、避難地の確保などソフト面の充実																								
沿岸市町の要請	● 昔ながらの白砂青松のある海岸環境回復（阪南市） ● 身近に親しめる潤いと魅力ある海岸づくり（大阪市、堺市、泉大津市、貝塚市、阪南市） ● ごみなどの不法投棄に対する対策（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）																								
府民の要請	● 昔海辺で遊んだ楽しい思い出のなぎさを復活させ、21 世紀の子供たちにも同じ感動や自然の恵みを与えることのできる海岸づくり ● 昔の大阪湾のような砂浜や人工磯、干潟の整備 ● 現存の自然の保全 ● 住民に優しく、魚や水生生物、環境にも優しい海岸整備 ● 水の都大阪を諸外国から訪れる人達にも自慢できるような、海水の浄化対策や景観づくり ● 小・中学生を対象とした自然観察会の開催 ● 大阪府沿岸域の汚いイメージの一新、モラルの向上の啓発によるごみや産業廃棄物などの不法投棄防止 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進とボランティア参加の機会づくり ● 定期清掃活動の展開 ● 海水の水質保全を目的とした河川、汚水排水浄化の啓蒙活動の展開																								
沿岸市町の要請	● 自然観察・学習、地域イベントなど、自主活動のできる場づくり（堺市、阪南市、岬町） ● 海浜レクリエーション機能の導入による地域活性化の推進（堺市、高石市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町） ● ウォーターフロント空間の創出（堺市、田尻町、阪南市） ● 漁業との連携による多様な交流、賑わいを創出する海岸づくり（堺市、高石市、泉佐野市、田尻町、阪南市） ● 海浜アクセスの改善（泉南市、阪南市）																								
府民の要請	● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放、海辺へのアクセス性の向上 ● 汚損施設の撤去・改善および放置艇への対策 ● 海辺の風景を楽しんだり、海水浴など海辺のレクリエーションや散策、自然観察など快適な環境で自然にふれあうことのできる海岸づくり ● 海岸を適正に利用していくうえで、利用者が環境へ悪影響を及ぼさないようなマナーや海岸利用のルールづくり																								
沿岸市町の要請	● 海岸保全施設の整備・改善（大阪市、堺市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、阪南市、岬町） ● 防災、救急活動のための海岸道路整備（阪南市） ● 背後地の防災空間の確保（泉佐野市、阪南市）																								
府民の要請	● 防護を最優先しつつも、景観や水辺の生きものなど生態系に配慮し、自然のなぎさを復元できるような施設整備 ● 耐震性のある護岸や堤防による海岸整備 ● 災害時の迅速な避難のための情報提供や防災体制の整備、避難地の確保などソフト面の充実																								
沿岸市町の要請	● 昔ながらの白砂青松のある海岸環境回復（阪南市） ● 身近に親しめる潤いと魅力ある海岸づくり（大阪市、堺市、泉大津市、貝塚市、阪南市） ● ごみなどの不法投棄に対する対策（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）																								
府民の要請	● 昔海辺で遊んだ楽しい思い出のなぎさを復活させ、将来の子供たちにも同じ感動や自然の恵みを与えることのできる海岸づくり ● 昔の大阪湾のような砂浜や人工磯、干潟の整備 ● 現存の自然の保全 ● 住民に優しく、魚や水生生物、環境にも優しい海岸整備 ● 水の都大阪を諸外国から訪れる人達にも自慢できるような、海水の浄化対策や景観づくり ● 小・中学生を対象とした自然観察会の開催 ● 大阪府沿岸域の汚いイメージの一新、モラルの向上の啓発によるごみや産業廃棄物などの不法投棄防止 ● 地域住民やボランティアの協力などを得る海岸の美化運動の推進とボランティア参加の機会づくり ● 定期清掃活動の展開 ● 海水の水質保全を目的とした河川、汚水排水浄化の啓発活動の展開																								
沿岸市町の要請	● 自然観察・学習、地域イベントなど、自主活動のできる場づくり（堺市、阪南市、岬町） ● 海浜レクリエーション機能の導入による地域活性化の推進（堺市、高石市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町） ● ウォーターフロント空間の創出（堺市、田尻町、阪南市） ● 漁業との連携による多様な交流、賑わいを創出する海岸づくり（堺市、高石市、泉佐野市、田尻町、阪南市） ● 海浜アクセスの改善（泉南市、阪南市）																								
府民の要請	● 企業立地などによる海辺に近づけない空間の開放、海辺へのアクセス性の向上 ● 汚損施設の撤去・改善および放置艇への対策 ● 海辺の風景を楽しんだり、海水浴など海辺のレクリエーションや散策、自然観察など快適な環境で自然にふれあうことのできる海岸づくり ● 海岸を適正に利用していくうえで、利用者が環境へ悪影響を及ぼさないようなマナーや海岸利用のルールづくり																								

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1-2-3 海岸保全の現状 （１） 既往災害 a）風水害 大阪湾沿岸での過去の風水害の主な要因は台風である。とくに、台風が沿岸の西側を北東に進んだ場合や日本海側の陸地に近い場所を東進した場合の波浪や高潮による被害が大きい。 大きな被害をもたらした台風としては、昭和 9 年の室戸台風、昭和 25 年のジェーン台風、昭和 36 年の第 2 室戸台風、昭和 39 年の台風 20 号、平成 30 年の台風第 21 号などが挙げられ、いずれも高潮による被害を受けている。 b）地震・津波災害 大阪湾沿岸では、宝永 4 年（1707 年）、安政元年（1854 年）、昭和 21 年（1946 年）の南海地震などによる被害を受けた記録があるが、近年では大きな地震災害を経験していなかった。しかし、平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）により、未曾有の被害を受けている。震度 7 の地震は、死者行方不明者約 6,400 人、全壊家屋数約 104,900 棟の甚大な被害をもたらした。また、交通機関、ライフライン等も多大な被害を受けた。海岸保全施設についても、護岸の倒壊や背後地の水没、クラックや目地開き等による防潮機能障害など、兵庫県域を中心に壊滅的な被害が生じた。 津波は、古くは宝永 4 年や安政元年（嘉永 7 年）の南海地震による被害が古文書などに記されており、南海トラフを震源とする地震は 100 年から 150 年毎にくり返し発生し多大な地震・津波被害を引き起こしている。 安政元年（嘉永 7 年）の南海地震による津波の被害としては、大阪では木津川・安治川の河口から進入した津波による落橋や船舶被害、多数の水死者の記録がある。 （２） 海岸事業の変遷 大阪湾沿岸は、古来より経済活動の拠点として、また交通の要衝として発展するとともに、台風により大きな風水害を受けてきた地域である。 昭和 9 年の室戸台風で高潮、波浪の被害を受け、対策事業推進の気運が高まったものの、具体化せず、昭和 25 年のジェーン台風の被害の後、海岸事業が認可された。その後、昭和 36 年の第 2 室戸台風や昭和 39 年の 20 号台風、昭和 40 年の 23 号台風による被害などを経て、現在の高潮対策事業が進められてきた。 平成 7 年の阪神・淡路大震災で大きな被害を受けたが、耐震性を強化した復旧が進められ、災害復旧工事が完了している。	・ 変更なし 1-2-3 海岸保全の現状 （１） 既往災害 a）風水害 大阪湾沿岸での過去の風水害の主な要因は台風である。とくに、台風が沿岸の西側を北東に進んだ場合や日本海側の陸地に近い場所を東進した場合の波浪や高潮による被害が大きい。 大きな被害をもたらした台風としては、昭和 9 年の室戸台風、昭和 25 年のジェーン台風、昭和 36 年の第 2 室戸台風、昭和 39 年の台風 20 号、平成 30 年の台風第 21 号などが挙げられ、いずれも高潮による被害を受けている。 b）地震・津波災害 大阪湾沿岸では、宝永 4 年（1707 年）、安政元年（1854 年）、昭和 21 年（1946 年）の南海地震などによる被害を受けた記録があるが、近年では大きな地震災害を経験していなかった。しかし、平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）により、未曾有の被害を受けている。震度 7 の地震は、死者行方不明者約 6,400 人、全壊家屋数約 104,900 棟の甚大な被害をもたらした。また、交通機関、ライフライン等も多大な被害を受けた。海岸保全施設についても、護岸の倒壊や背後地の水没、クラックや目地開き等による防潮機能障害など、兵庫県域を中心に壊滅的な被害が生じた。 津波は、古くは宝永 4 年や安政元年（嘉永 7 年）の南海地震による被害が古文書などに記されており、南海トラフを震源とする地震は 100 年から 150 年毎にくり返し発生し多大な地震・津波被害を引き起こしている。 安政元年（嘉永 7 年）の南海地震による津波の被害としては、大阪では木津川・安治川の河口から進入した津波による落橋や船舶被害、多数の水死者の記録がある。 （２） 海岸事業の変遷 大阪湾沿岸は、古来より経済活動の拠点として、また交通の要衝として発展するとともに、台風により大きな風水害を受けてきた地域である。 昭和 9 年の室戸台風で高潮、波浪の被害を受け、対策事業推進の気運が高まったものの、具体化せず、昭和 25 年のジェーン台風の被害の後、海岸事業が認可された。その後、昭和 36 年の第 2 室戸台風や昭和 39 年の 20 号台風、昭和 40 年の 23 号台風による被害などを経て、現在の高潮対策事業が進められてきた。 平成 7 年の阪神・淡路大震災で大きな被害を受けたが、耐震性を強化した復旧が進められ、災害復旧工事が完了している。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
また、海洋性レクリエーションの普及と参加人口の増加に応えるため、沿岸では、ヨットハーバーやマリーナ、魚釣り公園、海浜公園等の整備が進められている。これらの海岸では、必要に応じて利用状況に配慮した海岸保全施設の整備が進められている。 平成 17 年度からは海岸保全施設の耐震・耐津波性能の調査を行い、必要な対策を進めてきた。東日本大震災のあとは、海岸保全施設の耐震・耐津波性能の再点検を行い防潮堤の沈下対策や粘り強い構造への補強などの津波対策を進めている。 平成 30 年台風第 21 号では、神戸、尼崎、西宮、大阪で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により一部堤内の浸水被害が発生した。このため兵庫県では、台風第 21 号での浸水地区については、再度災害防止の緊急対策を実施している。また、台風第 21 号で浸水していない地区においても、近年の台風などを踏まえた対策を計画的に進めている。 （３） 海岸保全施設の整備状況 大阪湾沿岸の海岸保全施設については、ほとんどの区間において一定の水準で整備が完了しているが、一部に未整備区間、天端高不足や老朽化等により整備が必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な箇所がある。 阪神・淡路大震災で被災し、復旧した区間については、耐震性が強化されている。それ以外の区間については、背後地の状況等により、必要性を検討したうえで、耐震性を強化しているところである。 （４） 管理体制 大阪湾沿岸は、高潮や津波の被害から地域住民の生命や財産を守るため、海岸線に沿って海岸保全施設を設置している。 しかし、海岸の利用や交通の確保のため、一部を切り下げて陸閘を設けたり、内水排除のために排水樋門、水門を設けている箇所があり、高潮などの際に速やかに閉鎖することで、被害の発生を防いでいる。日常的な管理としては、海岸管理者の担当部局で巡視し、施設の点検、手入れを行っている。 地域の防災体制としては、大阪府、兵庫県及び関係市町において、地域防災計画が作成されており、防災活動体制の整備や広域防災体制の充実、防災意識の普及、災害ボランティアの支援体制の整備などに取り組んでいる。 （５） 美化活動 港湾区域等を除いた海域については国土交通省、海岸については大阪府、兵庫県及び関係市町が美化活動を行っている。	・ 気候変動に関する文を追記 また、海洋性レクリエーションの普及と参加人口の増加に応えるため、沿岸では、ヨットハーバーやマリーナ、魚釣り公園、海浜公園等の整備が進められている。これらの海岸では、必要に応じて利用状況に配慮した海岸保全施設の整備が進められている。 平成 17 年度からは海岸保全施設の耐震・耐津波性能の調査を行い、必要な対策を進めてきた。東日本大震災のあとは、海岸保全施設の耐震・耐津波性能の再点検を行い防潮堤の沈下対策や粘り強い構造への補強などの津波対策を進めている。 平成 30 年台風第 21 号では、神戸、尼崎、西宮、大阪で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により一部堤内の浸水被害が発生した。このため兵庫県では、台風第 21 号での浸水地区については、再度災害防止の緊急対策を実施している。また、台風第 21 号で浸水していない地区においても、近年の台風などを踏まえた対策を計画的に進めている。 （３） 海岸保全施設の整備状況 大阪湾沿岸の海岸保全施設については、ほとんどの区間において一定の水準で整備が完了しているが、一部に未整備区間があり、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を考慮した場合には天端高が不足すること、また、老朽化等により整備が必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な箇所がある。 阪神・淡路大震災で被災し、復旧した区間については、耐震性が強化されている。それ以外の区間については、背後地の状況等により、必要性を検討したうえで、耐震性を強化しているところである。 （４） 管理体制 大阪湾沿岸は、高潮や津波の被害から地域住民の生命や財産を守るため、海岸線に沿って海岸保全施設を設置している。 しかし、海岸の利用や交通の確保のため、一部を切り下げて陸閘を設けたり、内水排除のために排水樋門、水門を設けている箇所があり、高潮などの際に速やかに閉鎖することで、被害の発生を防いでいる。日常的な管理としては、海岸管理者の担当部局で巡視し、施設の点検、手入れを行っている。 地域の防災体制としては、大阪府、兵庫県及び関係市町において、地域防災計画が作成されており、防災活動体制の整備や広域防災体制の充実、防災意識の普及、災害ボランティアの支援体制の整備などに取り組んでいる。 （５） 美化活動 港湾区域等を除いた海域については国土交通省、海岸については大阪府、兵庫県及び関係市町が美化活動を行っている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
また、大阪府、兵庫県及び関係市町は市民参加の海岸美化活動の促進及び海岸愛護の普及と啓発を図っており、地域住民の協力を得て定期的に海岸清掃活動等を行っている。 代表的な美化活動としては「リフレッシュ瀬戸内」が毎年行われており、大阪湾沿岸を含む瀬戸内海沿岸各地の 273 ヶ所（平成 29 年度）での海浜等の清掃活動に 50,606 人のボランティアが参加している。 その他、毎年 6 月に多数の市民が参加して大阪湾沿岸のごみを回収する「大阪湾クリーン作戦」や二色の浜海岸美化運動等が実施されている。 さらに、大阪府域では、アドプト・シーサイド・プログラムに認定された地元ボランティア団体が主催となり、海岸清掃活動を実施している。 - 21 -	・変更なし また、大阪府、兵庫県及び関係市町は市民参加の海岸美化活動の促進及び海岸愛護の普及と啓発を図っており、地域住民の協力を得て定期的に海岸清掃活動等を行っている。 代表的な美化活動としては「リフレッシュ瀬戸内」が毎年行われており、大阪湾沿岸を含む瀬戸内海沿岸各地の 273 ヶ所（平成 29 年度）での海浜等の清掃活動に 50,606 人のボランティアが参加している。 その他、毎年 6 月に多数の市民が参加して大阪湾沿岸のごみを回収する「大阪湾クリーン作戦」や二色の浜海岸美化運動等が実施されている。 さらに、大阪府域では、アドプト・シーサイド・プログラムに認定された地元ボランティア団体が主催となり、海岸清掃活動を実施している。 - 22 -

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1-2-4 大阪湾沿岸の特性総括 大阪湾沿岸と周辺沿岸の現況特性について比較した結果を表 1.1.4 に示した。 自然的特性、社会的特性をふまえるとともに、他の沿岸との比較から、大阪湾沿岸の特性を整理すると、次のようにまとめられる。 ・ 古来から開けた経済活動の中心であるとともに、交通の要衝、港湾物流の拠点として、集積度の高い地域である。 ・ 背後地に人口、資産の集中する市街地を有し、海岸の整備水準が高いが、近年の台風等を踏まえた整備が必要な箇所も残っている。また、阪神・淡路大震災後復旧された箇所以外では、耐震性の強化が必要な区間がある。 ・ 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対して、ハード面・ソフト面からの総合的な津波対策が必要とされている。 ・ 防災空間の確保や防災・救急活動のための道路整備など都市防災に係わる要請がある。 ・ 防災に関しては、情報提供や地域と一体となった防災体制の確立など、ソフト面の充実も望まれている。 ・ 人工海岸が多いが、沿岸南部に自然海岸が残っているほか、場所は限定されるものの、藻場、干潟があり貴重な自然環境が残っている。 ・ 閉鎖性水域であり、外海に比べ湾奥部ほど水質が悪く、生物の生息環境も悪い。 ・ 現在の自然環境の保全や白砂青松の海岸環境の回復への要請が強い。 ・ 自然を感じさせる人工海浜、港の背後に広がる大都市、自然海岸など、海岸や背後地の状況は多様で、景観も変化に富んでいる。 ・ 海水浴場、海づり公園やマリーナなど、さまざまな海洋性レクリエーション施設が整備されている。 ・ 海岸利用に配慮した整備を望む一方で、生活環境への影響や利用マナーの低下を懸念する声が出ている。 ① 集積度の高い大都市圏を背後に持ち、国内有数の港湾を有している。 ② 海岸保全施設は概成しているが、近年の台風等を踏まえた整備、老朽化の対応及び耐震性の向上など再整備の必要な箇所が残っている。 ③ 防災に関する住民の意識は高く、より安全な施設整備、管理体制の充実への要請が強い。 ④ 南海トラフ地震を見据えた、総合的な津波対策が求められている。 ⑤ 大半が人工海岸であるが、一部に海浜や自然海岸もあり、多様な表情を有している。 ⑥ 景観も含めた環境の保全、回復への要請が強い。 ⑦ 海岸利用への要請が強い一方で、生活環境との調和や利用マナーの向上が求められている。	・ 気候変動に関する文を追記 1-2-4 大阪湾沿岸の特性総括 大阪湾沿岸と周辺沿岸の現況特性について比較した結果を表 1.1.4 に示した。 自然的特性、社会的特性をふまえるとともに、他の沿岸との比較から、大阪湾沿岸の特性を整理すると、次のようにまとめられる。 ・ 古来から開けた経済活動の中心であるとともに、交通の要衝、港湾物流の拠点として、集積度の高い地域である。 ・ 背後地に人口、資産の集中する市街地を有し、海岸の整備水準が高いが、近年の台風等を踏まえた整備が必要な箇所も残っている。また、阪神・淡路大震災後復旧された箇所以外では、耐震性の強化が必要な区間がある。 ・ 気候変動による平均海面水位の上昇が顕在化してきており、将来の台風強大化等にも対応した海岸整備が必要である。 ・ 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対して、ハード面・ソフト面からの総合的な津波対策が必要とされている。 ・ 防災空間の確保や防災・救急活動のための道路整備など都市防災に係わる要請がある。 ・ 防災に関しては、情報提供や地域と一体となった防災体制の確立など、ソフト面の充実も望まれている。 ・ 人工海岸が多いが、沿岸南部に自然海岸が残っているほか、場所は限定されるものの、藻場、干潟があり貴重な自然環境が残っている。 ・ 閉鎖性水域であり、外海に比べ湾奥部ほど水質が悪く、生物の生息環境も悪い。 ・ 現在の自然環境の保全や白砂青松の海岸環境の回復への要請が強い。 ・ 自然を感じさせる人工海浜、港の背後に広がる大都市、自然海岸など、海岸や背後地の状況は多様で、景観も変化に富んでいる。 ・ 海水浴場、海づり公園やマリーナなど、さまざまな海洋性レクリエーション施設が整備されている。 ・ 海岸利用に配慮した整備を望む一方で、生活環境への影響や利用マナーの低下を懸念する声が出ている。 ① 集積度の高い大都市圏を背後に持ち、国内有数の港湾を有している。 ② 海岸保全施設は概成しているが、近年の台風等を踏まえた整備、老朽化の対応及び耐震性の向上など再整備の必要な箇所が残っている。 ③ 防災に関する住民の意識は高く、より安全な施設整備、管理体制の充実への要請が強い。 ④ 南海トラフ地震を見据えた、総合的な津波対策が求められている。 ⑤ 大半が人工海岸であるが、一部に海浜や自然海岸もあり、多様な表情を有している。 ⑥ 景観も含めた環境の保全、回復への要請が強い。 ⑦ 海岸利用への要請が強い一方で、生活環境との調和や利用マナーの向上が求められている。

変更記載内容（案）

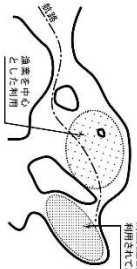
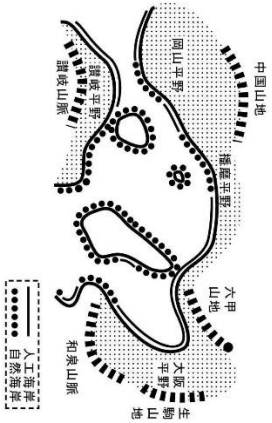
区 分		播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備 考
自然 的 特 性	基本諸元	海岸線延長 陸域面積 陸域人口	283km 1,194,0km ² 140万人	216km 696,7km ² 13万人	陸域面積(仮:7月1日現在)、人口(兵庫県域R2、大阪府域R1)は海に面した市町を対象
	気象	瀬戸内気候区に位置し年間降水量1,000mm～1,600mmの範囲にある温暖少雨の地域			
	波浪	波浪は静穏 異常時(50年確率)の波高は、西播磨幅海で2.0～6.0m、姫路幅海以东で2.3～5.5m、家島諸島で1.6～5.6m(波向は家島諸島で北寄り、その他は南寄り) 既往最高潮位はT.P.+2.54(高砂) 潮位差は小さく1.10m～1.62m	西海岸：冬季季節風により最大2.0m程度の波浪が発生。台風時による波浪は最大3.0m。 東海岸：冬季季節風時による波浪は小さい。台風により大阪湾で発生した風波と紀伊海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大3.5m程度の波浪が発生。 既往最高潮位はT.P.+2.1(江井)、T.P.+1.77(淡路)、T.P.+1.76(但馬)、T.P.+2.37(福良)、T.P.+3.18(沼島) 潮位差は小さく1.55m～1.83m	波浪は静穏 (波高0.5m未満の出現頻度は84%～94%) 異常時の波高は3.8m～4.7m (波向は神戸港でSSW、尼西湾港でSW、大阪府域はW方向) 気候変動による波高の増大が見込まれる 既往最高潮位はT.P.+2.33(神戸港)、T.P.+3.53(尼崎西宮芦屋港(尼崎))、T.P.+3.23(尼崎西宮芦屋港(西宮))、T.P.+3.29(大阪港)、T.P.+1.97(淡路港) 潮位差は小さく1.52m～1.60m 気候変動による平均海面水位の上昇や潮位幅差の増大が見込まれる 兵庫県域は、背後に六甲山がせまっており、明石海峡付近では平野部がやや遮断された形態となっている。 大阪府域は、大阪平野を中心に空間的な広がり形成。南部は海峡に向け、和泉山脈がせまっている。 淡路島部からC、B、A類型に指定されており、A、B類型は海峽の環境基準の達成状況が悪い。 淡路島部は木質が悪く、COD濃度が高く、透明度が低い状態にある。 淡路島部は生物多様性に欠けるが、湾南部には自然海岸があり、多様な生物が生息している。 養馬は湾西部、南部に見られ、干潟は河口部に3箇所と人工干潟2箇所がある。 自然植生度は低いが、沿岸南部の一部で自然植生に近い植生が見られる。 兵庫県域では、尼崎西宮芦屋港の浜甲子園地区が局所河川河口部が鳥獣保護区に指定されている。大阪府域では男里川河口部が鳥獣保護区に指定されている。 大阪府域では、自然海岸保全地区に指定されている海浜が2箇所存在する(長松、小島)。 大阪湾全体が海上交通と漁業の場であり、幅狭度は非常に高い。特に沿岸部は全体が小型船舶の航行海域になっている。	
	地勢	播磨平野～岡山平野が播磨を囲み空間的な広がり形成	北部・中部・南部にそれぞれ山脈が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。		
	水質	C類型の市定海域は環境基準を達成しているが、A、B類型海域では達成状況が悪い。	淡路近海の水域類型は基本的にA類型であり、環境基準の達成状況も良く、水質は良好である。		
社会 的 特 性	水生生態系	沿岸西部は自然海岸であり、藻場、干潟も多く分布しており、多様な生物が生息している。 沿岸には数箇所、自然植生が残っており、多くの貴重な植物が見られる。	自然海岸が多数残されており、多様な生物が生息している。 養馬はほぼ全域に分布しているが、減少傾向にある。 干潟は3箇所分布している。 沿岸には数箇所、自然植生が残っており、特に南部において、貴重な植物が数多く見られる。 鳴門海峡が瀬戸内海国立公園に指定されている。 紀伊海峡が瀬戸内海国立公園に指定されている。 保護水面に指定されている箇所が3箇所存在する(五色、西淡、南淡)。 自然海岸保全地区に指定されている海浜が3箇所存在する(久留保、安平、厚狭)。	浪高は、湾西部、南部に見られ、干潟は河口部に3箇所と人工干潟2箇所がある。 自然植生度は低いが、沿岸南部の一部で自然植生に近い植生が見られる。 兵庫県域では、尼崎西宮芦屋港の浜甲子園地区が局所河川河口部が鳥獣保護区に指定されている。また、西宮地区河川河口部が鳥獣保護区に指定されている。大阪府域では男里川河口部が鳥獣保護区に指定されている。 大阪府域では、自然海岸保全地区に指定されている海浜が2箇所存在する(長松、小島)。 大阪湾全体が海上交通と漁業の場であり、幅狭度は非常に高い。特に沿岸部は全体が小型船舶の航行海域になっている。	
	水環境利用の状況	海浜利用は漁業を中心としており、大阪湾と比較すると海浜利用の幅狭度は低い。 明石海峡が海上交通安全法に基づく航路に指定されている。 主要漁場(魚ノ瀬)が広く分布している。 明石海峡から播磨瀬戸に向かう航路が海上交通の中心 (大阪湾に比べて航路が明確)	西海岸：冬季季節風により最大2.0m程度の波浪が発生。台風時による波浪は最大3.0m。 東海岸：冬季季節風時による波浪は小さい。 干潟は3箇所分布している。 台閣により大阪湾で発生した風波と紀伊海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大3.5m程度の波浪が発生。 既往最高潮位はT.P.+2.1(江井)、T.P.+1.77(淡路)、T.P.+1.76(但馬)、T.P.+2.37(福良)、T.P.+3.15(沼島) 潮位差は小さく1.38m～1.83m 北部・中部・南部にそれぞれ山脈が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。	公園・緑地・マリーナを主とした都市型レクリエーションとしての利用がなされている。一部、自然環境を活かしたレクリエーション利用もあるが、海浜・海水浴場の少ないのが特徴。 ただし大阪府域の南部では海浜・海水浴場を中心として、自然環境を活かしたレクリエーションが主になっている。 漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約1割未満となっている。	
	レクリエーションの場としての利用状況	海浜、海水浴場、公園・緑地、マリーナ文化、歴史施設等、多様なレクリエーション施設があり、他地区と比較してバラシスのとれた利用がなされている。 (多様なレクリエーション空間)	海浜、海水浴場を中心とした自然環境を活かしたレクリエーションが分布する。 東側では公園・緑地やマリーナが分布する。 全体としてみると、自然環境型の海洋性レクリエーション空間となっている。	公園・緑地・マリーナを主とした都市型レクリエーションとしての利用がなされている。部、自然環境を活かしたレクリエーション利用もあるが、海浜・海水浴場の少ないのが特徴。 ただし大阪府域の南部では海浜・海水浴場を中心として、自然環境を活かしたレクリエーションが主になっている。 漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約1割未満となっている。	
	漁業活動	漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約4割を占め、漁業活動の中心となっている。	漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約4割を占め、播磨沿岸部とともに漁業活動の中心となっている。	漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約1割未満となっている。	

・気候変動に関する文を追記

現行基本計画記載内容

区 分		播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備 考
自然 的 特 性	基本諸元	海岸線延長 陸域面積 陸域人口	283km 1,194,0km ² 140万人	216km 696,7km ² 13万人	陸域面積(仮:7月1日現在)、人口(兵庫県域R2、大阪府域R1)は海に面した市町を対象
	気象	瀬戸内気候区に位置し年間降水量1,000mm～1,600mmの範囲にある温暖少雨の地域			
	波浪	波浪は静穏 異常時(50年確率)の波高は、西播磨幅海で2.0～6.0m、姫路幅海以东で2.3～5.5m、家島諸島で1.6～5.6m(波向は家島諸島で北寄り、その他は南寄り) 既往最高潮位はT.P.+2.54(高砂) 潮位差は小さく1.10m～1.62m	西海岸：冬季季節風により最大2.0m程度の波浪が発生。台風時による波浪は最大3.0m。 東海岸：冬季季節風時による波浪は小さい。 干潟は3箇所分布している。 台閣により大阪湾で発生した風波と紀伊海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大3.5m程度の波浪が発生。 既往最高潮位はT.P.+2.1(江井)、T.P.+1.77(淡路)、T.P.+1.76(但馬)、T.P.+2.37(福良)、T.P.+3.15(沼島) 潮位差は小さく1.38m～1.83m 北部・中部・南部にそれぞれ山脈が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。	波浪は静穏 (波高0.5m未満の出現頻度は84%～94%) 異常時の波高は3.8m～4.7m (波向は神戸港でSSW、尼西湾港でSW、大阪府域はW方向) 既往最高潮位はT.P.+2.33(神戸港)、T.P.+3.53(尼崎西宮芦屋港(尼崎))、T.P.+3.23(尼崎西宮芦屋港(西宮))、T.P.+3.29(大阪港)、T.P.+1.97(淡路港) 潮位差は小さく1.52m～1.60m 気候変動による波高の増大が見込まれる 既往最高潮位はT.P.+2.33(神戸港)、T.P.+3.53(尼崎西宮芦屋港(尼崎))、T.P.+3.23(尼崎西宮芦屋港(西宮))、T.P.+3.29(大阪港)、T.P.+1.97(淡路港) 潮位差は小さく1.52m～1.60m 気候変動による平均海面水位の上昇や潮位幅差の増大が見込まれる 兵庫県域は、背後に六甲山がせまっており、明石海峡付近では平野部がやや遮断された形態となっている。 大阪府域は、大阪平野を中心に空間的な広がり形成。南部は海峡に向け、和泉山脈がせまっている。 淡路島部からC、B、A類型に指定されており、A、B類型は海峽の環境基準の達成状況が悪い。 淡路島部は木質が悪く、COD濃度が高く、透明度が低い状態にある。 淡路島部は生物多様性に欠けるが、湾南部には自然海岸があり、多様な生物が生息している。 養馬は湾西部、南部に見られ、干潟は河口部に3箇所と人工干潟2箇所がある。 自然植生度は低いが、沿岸南部の一部で自然植生に近い植生が見られる。 兵庫県域では、尼崎西宮芦屋港の浜甲子園地区が鳥獣保護区に指定されている。また、西宮地区河川河口部が鳥獣保護区に指定されている。 大阪府域では、自然海岸保全地区に指定されている海浜が2箇所存在する(長松、小島)。 大阪湾全体が海上交通と漁業の場であり、幅狭度は非常に高い。特に沿岸部は全体が小型船舶の航行海域になっている。	
	地勢	播磨平野～岡山平野が播磨を囲み空間的な広がり形成	北部・中部・南部にそれぞれ山脈が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。		
	水質	C類型の市定海域は環境基準を達成しているが、A、B類型海域では達成状況が悪い。	淡路近海の水域類型は基本的にA類型であり、環境基準の達成状況も良く、水質は良好である。		
社会 的 特 性	水生生態系	沿岸西部は自然海岸であり、藻場、干潟も多く分布しており、多様な生物が生息している。 沿岸には数箇所、自然植生が残っており、多くの貴重な植物が見られる。	自然海岸が多数残されており、多様な生物が生息している。 養馬はほぼ全域に分布しているが、減少傾向にある。 干潟は3箇所分布している。 台閣により大阪湾で発生した風波と紀伊海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大3.5m程度の波浪が発生。 既往最高潮位はT.P.+2.1(江井)、T.P.+1.77(淡路)、T.P.+1.76(但馬)、T.P.+2.37(福良)、T.P.+3.15(沼島) 潮位差は小さく1.55m～1.83m 北部・中部・南部にそれぞれ山脈が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。	浪高は、湾西部、南部に見られ、干潟は河口部に3箇所と人工干潟2箇所がある。 自然植生度は低いが、沿岸南部の一部で自然植生に近い植生が見られる。 兵庫県域では、尼崎西宮芦屋港の浜甲子園地区が局所河川河口部が鳥獣保護区に指定されている。また、西宮地区河川河口部が鳥獣保護区に指定されている。大阪府域では男里川河口部が鳥獣保護区に指定されている。 大阪府域では、自然海岸保全地区に指定されている海浜が2箇所存在する(長松、小島)。 大阪湾全体が海上交通と漁業の場であり、幅狭度は非常に高い。特に沿岸部は全体が小型船舶の航行海域になっている。	
	水環境利用の状況	海浜利用は漁業を中心としており、大阪湾と比較すると海浜利用の幅狭度は低い。 明石海峡が海上交通安全法に基づく航路に指定されている。 主要漁場(魚ノ瀬)が広く分布している。 明石海峡から播磨瀬戸に向かう航路が海上交通の中心 (大阪湾に比べて航路が明確)	西海岸：冬季季節風により最大2.0m程度の波浪が発生。台風時による波浪は最大3.0m。 東海岸：冬季季節風時による波浪は小さい。 干潟は3箇所分布している。 台閣により大阪湾で発生した風波と紀伊海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大3.5m程度の波浪が発生。 既往最高潮位はT.P.+2.1(江井)、T.P.+1.77(淡路)、T.P.+1.76(但馬)、T.P.+2.37(福良)、T.P.+3.15(沼島) 潮位差は小さく1.38m～1.83m 北部・中部・南部にそれぞれ山脈が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。	公園・緑地・マリーナを主とした都市型レクリエーションとしての利用がなされている。部、自然環境を活かしたレクリエーション利用もあるが、海浜・海水浴場の少ないのが特徴。 ただし大阪府域の南部では海浜・海水浴場を中心として、自然環境を活かしたレクリエーションが主になっている。 漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約1割未満となっている。	
	レクリエーションの場としての利用状況	海浜、海水浴場、公園・緑地、マリーナ文化、歴史施設等、多様なレクリエーション施設があり、他地区と比較してバラシスのとれた利用がなされている。 (多様なレクリエーション空間)	海浜、海水浴場を中心とした自然環境を活かしたレクリエーションが分布する。 東側では公園・緑地やマリーナが分布する。 全体としてみると、自然環境型の海洋性レクリエーション空間となっている。	公園・緑地・マリーナを主とした都市型レクリエーションとしての利用がなされている。部、自然環境を活かしたレクリエーション利用もあるが、海浜・海水浴場の少ないのが特徴。 ただし大阪府域の南部では海浜・海水浴場を中心として、自然環境を活かしたレクリエーションが主になっている。 漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約1割未満となっている。	
	漁業活動	漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約4割を占め、漁業活動の中心となっている。	漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約4割を占め、播磨沿岸部とともに漁業活動の中心となっている。	漁船数、漁業従業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨瀬戸全体が約1割未満となっている。	

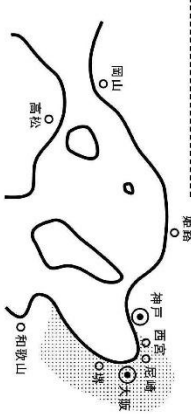
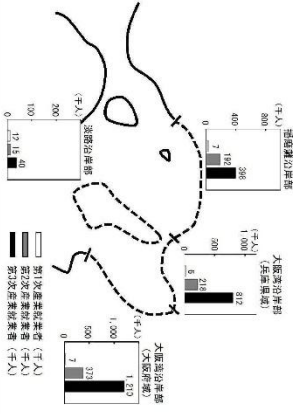
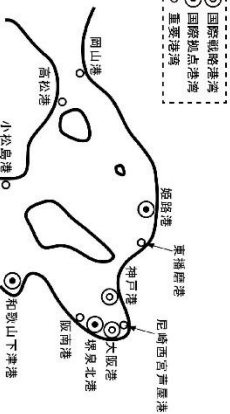
表 1.1.4 大阪湾沿岸と周辺沿岸の現状特性比較 (1/2)



変更記載内容（案）				
表 1.1.4 大阪湾沿岸と周辺沿岸の現状特性比較（2/2）				
区 分	播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備 考
土地利用 （臨海部 ～内陸部）	各平野部の中心都市を核とした市街地を形成（明石、加古川、高砂、姫路） 都市の間は農地、山地が大きな空間を占め、地方港湾、漁港、自然海岸を利用した市街地が点在している。	内陸部は農地、山地が大きな空間を占めており、臨海部は地方港湾、漁港、市街地や集落が点在している。	大阪を中心として、広域的市街地が連なり、平野部は全て市街地となっている。	◎人口が100万人以上の都市 ○人口が50万人以上の都市
土地利用 （港湾）	工業用地が大抵（7割）を占め、典型的な工業港として利用がなされている。 （港湾計画における土地利用より）	港湾は新産品と水産品が主たる品目であり、漁港の利用が中心である。	物流・工業系の利用がなされている。一方で都市的利用がなされている。 （港湾計画における土地利用より）	岡山 高松 徳島 高知 大分 宮崎 鹿児島 和歌山
産業	第3次産業就業者の割合が高いものの、第2次産業就業者の割合は他の沿岸部に比較して大きな割合を示している。	他の沿岸部に比較して第1次産業が活発であり、第2次産業、第3次産業就業者数は他の沿岸部と比較するとやや小さい。 （製造品出荷額、年間商品販売額とも播磨灘、淡路、大阪湾各沿岸部全体の1％に満たない。）	第3次産業就業者の占める割合が高く、都市型産業構造となっている。 第1次産業就業者の割合は各市町とも極めて少ない。	播磨沿岸部 淡路沿岸部 大阪湾沿岸部 （大阪府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域） 大阪湾沿岸部 （兵庫県域） 大阪湾沿岸部 （和歌山県域） 大阪湾沿岸部 （奈良県域） 大阪湾沿岸部 （三重県域） 大阪湾沿岸部 （滋賀県域） 大阪湾沿岸部 （京都府域）

・一部追記

表 1.1.4 大阪湾沿岸と周辺沿岸の現状特性比較（2/2）				
区 分	播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備 考
土地利用 （臨海部 ～内陸部）	各平野部の中心都市を核とした市街地を形成（明石、加古川、高砂、姫路） 都市の間は農地、山地が大きな空間を占め、地方港湾、漁港、自然海岸を利用した市街地が点在している。	内陸部は農地、山地が大きな空間を占めており、臨海部は地方港湾、漁港、市街地や集落が点在している。	大阪を中心として、広域的市街地が連なり、平野部は全て市街地となっている。	◎人口が100万人以上の都市 ○人口が30万人以上の都市
土地利用 （港湾）	工業用地が大抵（7割）を占め、典型的な工業港として利用がなされている。 （港湾計画における土地利用より）	造船・工業品と水産品が主たる品目であり、漁港の利用が中心である。	物流・工業系の利用がなされている。一方で都市的利用がなされている。 （港湾計画における土地利用より）	岡山 高松 姫路 神戸 西宮 尼崎 大阪 和歌山
産業	第3次産業就業者の割合が高いものの、第2次産業就業者の割合は他の沿岸部に比較して大きな割合を示している。	他の沿岸部に比較して第1次産業が活発であり、第2次産業、第3次産業就業者数は他の沿岸部と比較するとやや小さい。 （製造品出荷額、年間商品販売額とも播磨灘、淡路、大阪湾各沿岸部全体の1％に満たない。）	第3次産業就業者の占める割合が高く、都市型産業構造となっている。 第1次産業就業者の割合は各市町とも極めて少ない。	播磨灘沿岸部 大阪湾沿岸部



備 考

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方 1-3-1 大阪湾沿岸の長期的な課題 （１） 背景 大阪湾は、本計画で対象とする大阪湾沿岸および淡路沿岸東部に囲まれた楕円状をしており、湾西部および湾南部にそれぞれ幅数 km 程度の開口部を有している。西は明石海峡、南は友ヶ島水道となっており、干満の差が大きく、潮流も速いため、この開口部を通り、多くの海洋生物が湾内を出入りしている。 大阪湾沿岸は背後に集積度の高い都市を抱え、沿岸部の大半は都市的な利用がなされており、都市機能、港湾機能の中心となっている。一方、淡路沿岸東部は美しい眺望や豊かな自然環境に恵まれており、地域の日常的利用に加え、観光レクリエーションの場として多くの人々に利用されている。 かつて、大阪湾は遠浅の海で白砂青松の美しい風景が至る所に広がり、源氏物語や百人一首などにも見られるように、美しい海岸として古くから人々に愛されてきた。源平合戦をはじめ、様々な時代の激動・転換の場として日本の歴史舞台に登場してきたところでもある。とくに、大阪湾沿岸は、中世には堺の港を中心に世界へ向けた貿易港として発展し、天下の台所を支える重要な役割を果たし、近世では港の重要性が高まるなか、西宮砲台にも見られるように、軍事的にも重要な港となり、整備が進められてきた。しかしながら、こうした海岸も、産業の進展にともない沿岸域は工業的な土地利用が進み、かつての歴史的な面影を残す自然の海岸はほとんど姿を消した。淡路沿岸や須磨海岸、岬町には大阪湾の原風景が残っているが、大阪湾沿岸のほとんどの区域では、沖合の埋立てなどで、史跡も海岸から離れ陸域に残されたかたちとなり、現在では、都市、産業、港湾などの利用が主体の人工海岸が大部分を占めるに至った。また、このような経緯で湾奥部の水域は平穏な内水面となり、閉鎖性はさらに高まっている。 阪神間を中心とした都市域では高度成長期において急激に人口が増加したが、都市基盤の整備がその速度に追いつかず、様々な社会問題を引き起こしてきた。なかでも、大阪湾は水質の悪化が顕著となり、多くの生態系に影響を与えてきた。また、閉鎖性水域であるため、河川や水路など陸域からのごみ、汚水の流入問題や、沿岸域でのごみの不法投棄などによる海洋の汚染問題が湾全体に及んでいる。 大阪湾沿岸における海の利用では、国際的な交易、交流の拠点として港が形成され、多くの船舶が航行している。沿岸域ではこうした利便性を享受できる産業活動が活発で、背後にある大都市圏の経済活動の一役を担ってきている。しかしながら、このような沿岸域利用のなかで、人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にして	・ 変更なし 1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方 1-3-1 大阪湾沿岸の長期的な課題 （１） 背景 大阪湾は、本計画で対象とする大阪湾沿岸および淡路沿岸東部に囲まれた楕円状をしており、湾西部および湾南部にそれぞれ幅数 km 程度の開口部を有している。西は明石海峡、南は友ヶ島水道となっており、干満の差が大きく、潮流も速いため、この開口部を通り、多くの海洋生物が湾内を出入りしている。 大阪湾沿岸は背後に集積度の高い都市を抱え、沿岸部の大半は都市的な利用がなされており、都市機能、港湾機能の中心となっている。一方、淡路沿岸東部は美しい眺望や豊かな自然環境に恵まれており、地域の日常的利用に加え、観光レクリエーションの場として多くの人々に利用されている。 かつて、大阪湾は遠浅の海で白砂青松の美しい風景が至る所に広がり、源氏物語や百人一首などにも見られるように、美しい海岸として古くから人々に愛されてきた。源平合戦をはじめ、様々な時代の激動・転換の場として日本の歴史舞台に登場してきたところでもある。とくに、大阪湾沿岸は、中世には堺の港を中心に世界へ向けた貿易港として発展し、天下の台所を支える重要な役割を果たし、近世では港の重要性が高まるなか、西宮砲台にも見られるように、軍事的にも重要な港となり、整備が進められてきた。しかしながら、こうした海岸も、産業の進展にともない沿岸域は工業的な土地利用が進み、かつての歴史的な面影を残す自然の海岸はほとんど姿を消した。淡路沿岸や須磨海岸、岬町には大阪湾の原風景が残っているが、大阪湾沿岸のほとんどの区域では、沖合の埋立てなどで、史跡も海岸から離れ陸域に残されたかたちとなり、現在では、都市、産業、港湾などの利用が主体の人工海岸が大部分を占めるに至った。また、このような経緯で湾奥部の水域は平穏な内水面となり、閉鎖性はさらに高まっている。 阪神間を中心とした都市域では高度成長期において急激に人口が増加したが、都市基盤の整備がその速度に追いつかず、様々な社会問題を引き起こしてきた。なかでも、大阪湾は水質の悪化が顕著となり、多くの生態系に影響を与えてきた。また、閉鎖性水域であるため、河川や水路など陸域からのごみ、汚水の流入問題や、沿岸域でのごみの不法投棄などによる海洋の汚染問題が湾全体に及んでいる。 大阪湾沿岸における海の利用では、国際的な交易、交流の拠点として港が形成され、多くの船舶が航行している。沿岸域ではこうした利便性を享受できる産業活動が活発で、背後にある大都市圏の経済活動の一役を担ってきている。しかしながら、このような沿岸域利用のなかで、人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にしてきたという弊害も生まれている。明石海峡大橋の開通によって、自然豊かな淡路沿岸へのア

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
きたという弊害も生まれている。明石海峡大橋の開通によって、自然豊かな淡路沿岸へのアクセスが向上した他、一部の地域では、観光やレクリエーションの利用を図ってきたが、高齢化社会の到来や健康や環境への関心の高まりのなかで、年間を通じて身近に開放された海辺がますます求められている。 そのような中で、残された自然への配慮や環境回復、人々に海辺を開放するための養浜事業など、環境や利用に配慮した海岸づくりが進められている。また、その際、大阪湾のもつ豊かな歴史的・文化的資源と連携しながら、人と海とが豊かにふれあう魅力ある「なぎさ」を創出するための取り組みが進められている。 また、地震時の津波、台風時の高潮など沿岸域に暮らす人々に対しては、背後地を「防護」していくことが重要であり、災害などから暮らしを守るため、早期から海岸の防護に対して整備を進めてきたところである。沿岸域をはじめ、背後地には多くの人々の暮らしや都市活動が営まれており、一度、災害が発生すると一瞬にして甚大な被害を被ることになる。このことから、海岸では、まず人々の生命や財産を守ることが基本とし、人といきものが共存できる環境づくりを進めていくことが大切である。 - 26 -	・ 気候変動に関する追記 クセスが向上した他、一部の地域では、観光やレクリエーションの利用を図ってきたが、高齢化社会の到来や健康や環境への関心の高まりのなかで、年間を通じて身近に開放された海辺がますます求められている。 そのような中で、残された自然への配慮や環境回復、人々に海辺を開放するための養浜事業など、環境や利用に配慮した海岸づくりが進められている。また、その際、大阪湾のもつ豊かな歴史的・文化的資源と連携しながら、人と海とが豊かにふれあう魅力ある「なぎさ」を創出するための取り組みが進められている。 また、地震時の津波、台風時の高潮など沿岸域に暮らす人々に対しては、背後地を「防護」していくことが重要であり、災害などから暮らしを守るため、早期から海岸の防護に対して整備を進めてきたところである。今後、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等が予測されている中で、沿岸域をはじめ、背後地には多くの人々の暮らしや都市活動が営まれており、一度、災害が発生すると一瞬にして甚大な被害を被ることになる。このことから、海岸では、まず人々の生命や財産を守ることが基本とし、人といきものが共存できる環境づくりを進めていくことが大切である。 - 27 -

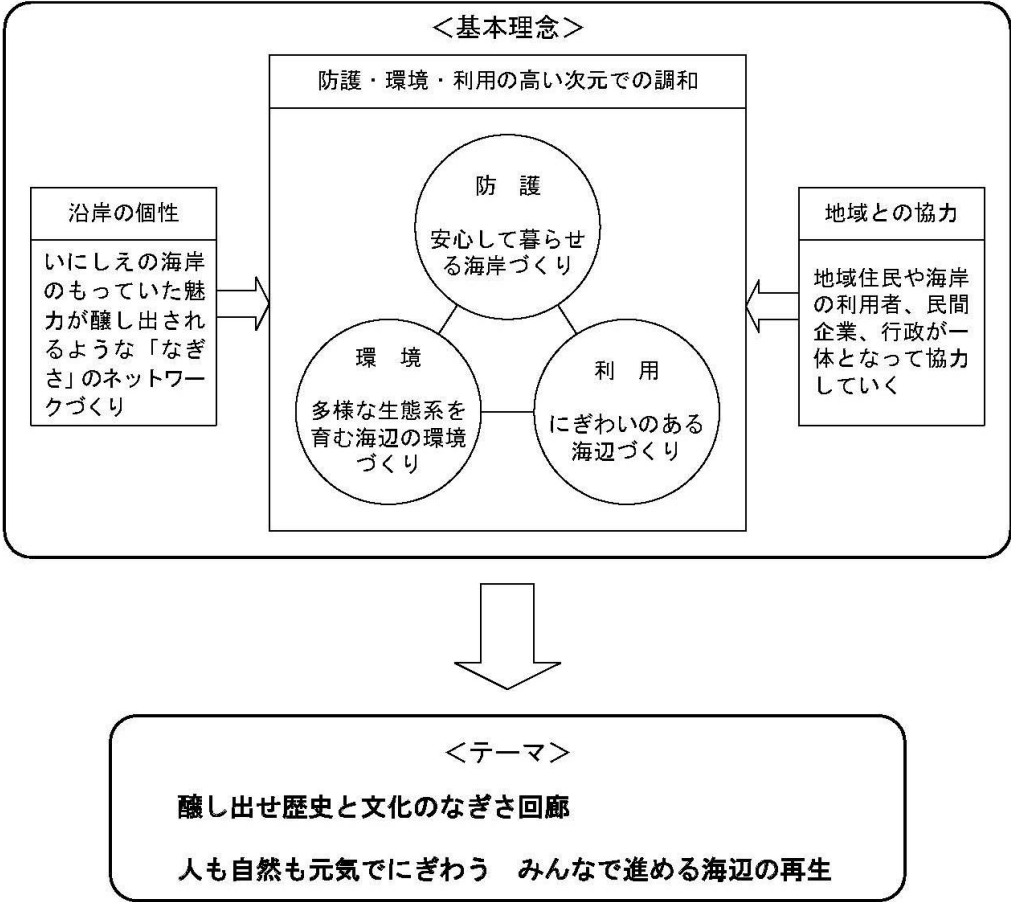
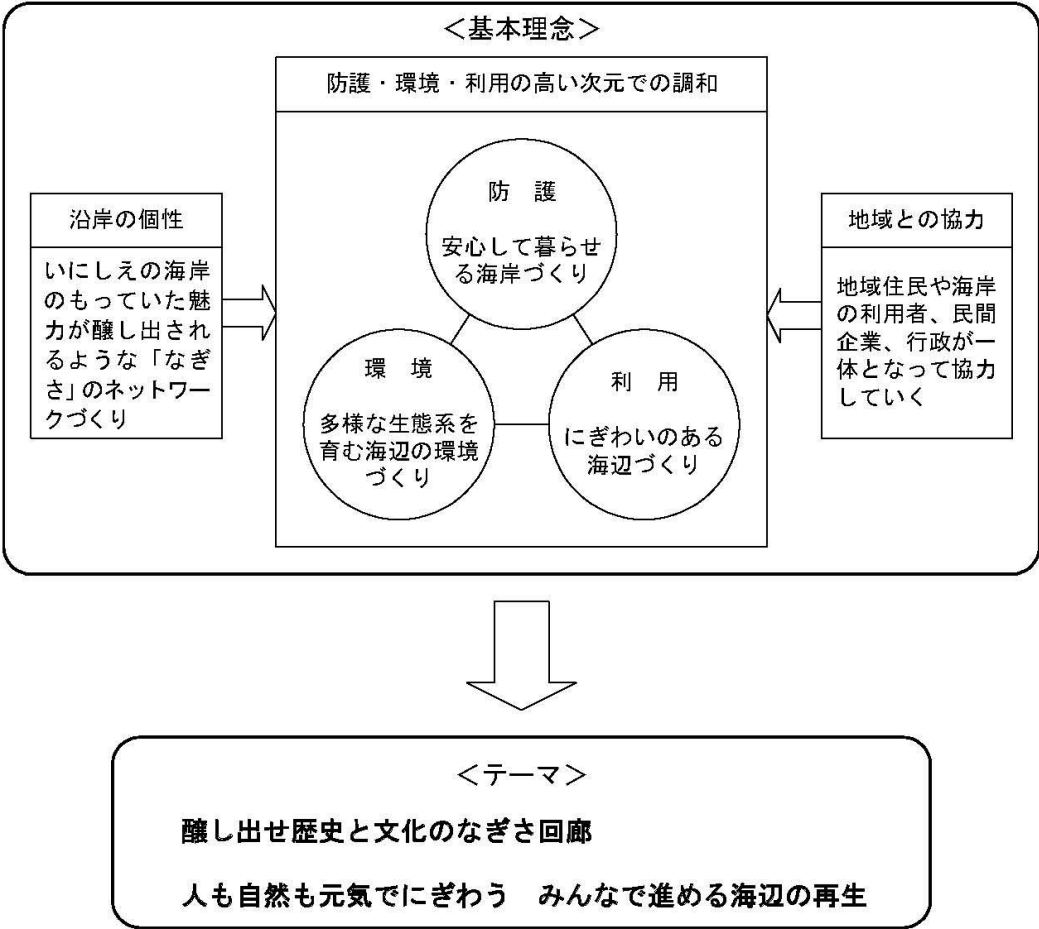
現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
（２） 海岸の防護に係る課題 大阪湾沿岸は、歴史的にも早期から埋立造成が進められ、それにあわせて海岸保全施設の整備が進められてきた。過去の台風などの災害を受けて、順次、改良・更新が進められてきたことから、今日、高潮や浸水による被害は激減した。 しかし、平成 30 年 9 月に発生した台風第 21 号の影響により、大阪湾において顕著な高潮が発生し、神戸や阪神間で浸水被害等が発生した。 大阪湾沿岸の背後地は、港湾施設や人口・資産が集中した都市域を控えていることから、発生頻度が高い高潮や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波等により災害が起これば、人命を含め多大な被害が想定されている。したがって、今後も防災・減災対策を講じる必要がある。 現在、海岸保全施設の多くが一定水準で整備が概成しているものの、近年の台風等を踏まえた天端高不足や老朽化等により整備の必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な区間があり、これらの区間の整備が重要な課題となっている。 また、護岸などの構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。 さらに、整備済み区間についても、適切な管理により、防護機能の維持に努めることが必要である。とりわけ、高度経済成長期以降に整備された施設の多くは、今後一斉に老朽化していくことから、更新費用の増加や更新時期の集中が懸念される。 また、海岸には水門や陸閘など、背後地の浸水を防止するために閉鎖を要する施設が多数設置されており、高潮や津波時におけるこれらの施設の安全かつ迅速な操作体制を確立する必要がある。 一方、発生する災害に対し、すべてをハード面に対応していくだけでは不十分であり、海岸の防護に対してはソフト面における役割も大きい。 災害発生時に、被害を最小限に留めるには、地域住民と行政が一体となった協力体制が不可欠である。このため、緊急時の避難場所の確保、迅速・適切な情報の収集や発信、地域と協力した防災体制の整備等のソフト面における対応も重要である。	・ 気候変動に関する追記 （２） 海岸の防護に係る課題 大阪湾沿岸は、歴史的にも早期から埋立造成が進められ、それにあわせて海岸保全施設の整備が進められてきた。過去の台風などの災害を受けて、順次、改良・更新が進められてきたことから、今日、高潮や浸水による被害は激減した。 しかし、平成 30 年 9 月に発生した台風第 21 号の影響により、大阪湾において顕著な高潮が発生し、神戸や阪神間で浸水被害等が発生した。 大阪湾沿岸の背後地は、港湾施設や人口・資産が集中した都市域を控えていることから、発生頻度が高い高潮や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波等により災害が起これば、人命を含め多大な被害が想定されている。したがって、今後も防災・減災対策を講じる必要がある。 現在、海岸保全施設の多くが一定水準で整備が概成しているものの、将来的な平均海面水位の上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対する天端高不足や、老朽化等により整備の必要な区間、耐震・耐津波対策が必要な区間があり、これらの区間の整備が重要な課題となっている。 また、護岸などの構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。砂浜海岸では気候変動による砂浜の減少などの影響が想定され、砂浜の変動をモニタリングしながら長期的な保全対策を検討する必要がある。 さらに、整備済み区間についても、適切な管理により、防護機能の維持に努めることが必要である。とりわけ、高度経済成長期以降に整備された施設の多くは、今後一斉に老朽化していくことから、更新費用の増加や更新時期の集中が懸念される。 また、海岸には水門や陸閘など、背後地の浸水を防止するために閉鎖を要する施設が多数設置されており、高潮や津波時におけるこれらの施設の安全かつ迅速な操作体制を確立する必要がある。 一方、発生する災害に対し、すべてをハード面に対応していくだけでは不十分であり、海岸の防護に対してはソフト対策も組み合わせながら多段的な対策を行うことも検討する必要がある。また、気候変動による将来の予測は不確実性を含んでいることから、気候変動に関するモニタリング、新たな知見、最新の予測結果等、他の関係機関と連携して、適宜、対応策を検討する必要がある。 災害発生時に、被害を最小限に留めるには、地域住民と行政が一体となった協力体制が不可欠である。このため、緊急時の避難場所の確保、迅速・適切な情報の収集や発信、地域と協力した防災体制の整備等のソフト面における対応も重要である。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
（３） 環境の整備と保全に係る課題 21 世紀は人と自然とが共生し、調和のとれた社会づくりが求められている。大阪湾沿岸においては、残された自然環境や養浜等によって回復された砂浜などを保全するのみならず、今後とも環境の回復に努め、自然環境へ配慮した海岸づくりを進めていく必要がある。 兵庫県域西端の垂水海岸、須磨海岸付近や大阪府城南端の阪南市、岬町には藻場が見られ、浜甲子園や男里川河口の干潟などでは多くの野鳥が生息、飛来しているなど、自然の残る箇所も存在している。また、岬町の長松、小島は自然海浜保全地区に指定されており、このような良好な自然環境が残された箇所については、これを保全して行くことが大切な課題であるとともに、大阪湾全体の環境を回復し、多様な生態系が育まれる水辺環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりが必要である。 なかでも、水質の改善は、生態系の回復への寄与が期待できる大切な要素である。しかしながら、この課題は海岸整備や海岸管理だけで必ずしも達成できるものではなく、他法令に基づく計画などとあわせ、広範な取り組みを進めていく必要がある。第 8 次水質総量削減の在り方について（平成 27 年 9 月 環境省）では、窒素及びりんは平成 22 年度から環境基準が達成されているが、COD の環境基準達成率は低く、有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされており、今後もこのような水質改善の実現に向けて取り組みを進める必要がある。 大阪湾沿岸の多くは都市、港湾、産業に重点がおかれており、人々が海の持つ魅力を十分に堪能できるような空間や、日常的に海と関わりあえる親しみのある空間（眺めているだけで心身ともに癒されるような空間）が少ない。 今後、ますます国際的な港としての機能強化が進められ、人々の沿岸域での交流や観光などに関わる機会が増加していくなかで、港・沿岸景観の創出が課題となってくる。さらに、沿岸域の開発が進むなかで、身近な日常空間として水際の景観づくりも必要であると考えられる。 また、海岸の良好な環境を維持するには、継続的な海岸美化運動など地域住民と一体となった管理体制の確立が必要である。このため、地域住民への情報の提供等を行い、地域が主体となった海岸環境保全のための活動体制を支援していくことが望まれる。 【参 考】 本計画における環境関連の用語については、以下のとおりとする。 保全：現在の良好な環境を維持する。（維持に必要な人為的行為も含む） 回復：悪化した環境をかつての良好な状態に戻す。 創出：良好な環境を新たに創り出す。 創造：回復あるいは創出により現状よりも良い環境にする。	・ 変更なし （３） 環境の整備と保全に係る課題 21 世紀は人と自然とが共生し、調和のとれた社会づくりが求められている。大阪湾沿岸においては、残された自然環境や養浜等によって回復された砂浜などを保全するのみならず、今後とも環境の回復に努め、自然環境へ配慮した海岸づくりを進めていく必要がある。 兵庫県域西端の垂水海岸、須磨海岸付近や大阪府城南端の阪南市、岬町には藻場が見られ、浜甲子園や男里川河口の干潟などでは多くの野鳥が生息、飛来しているなど、自然の残る箇所も存在している。また、岬町の長松、小島は自然海浜保全地区に指定されており、このような良好な自然環境が残された箇所については、これを保全して行くことが大切な課題であるとともに、大阪湾全体の環境を回復し、多様な生態系が育まれる水辺環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりが必要である。 なかでも、水質の改善は、生態系の回復への寄与が期待できる大切な要素である。しかしながら、この課題は海岸整備や海岸管理だけで必ずしも達成できるものではなく、他法令に基づく計画などとあわせ、広範な取り組みを進めていく必要がある。第 8 次水質総量削減の在り方について（平成 27 年 9 月 環境省）では、窒素及びりんは平成 22 年度から環境基準が達成されているが、COD の環境基準達成率は低く、有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされており、今後もこのような水質改善の実現に向けて取り組みを進める必要がある。 大阪湾沿岸の多くは都市、港湾、産業に重点がおかれており、人々が海の持つ魅力を十分に堪能できるような空間や、日常的に海と関わりあえる親しみのある空間（眺めているだけで心身ともに癒されるような空間）が少ない。 今後、ますます国際的な港としての機能強化が進められ、人々の沿岸域での交流や観光などに関わる機会が増加していくなかで、港・沿岸景観の創出が課題となってくる。さらに、沿岸域の開発が進むなかで、身近な日常空間として水際の景観づくりも必要であると考えられる。 また、海岸の良好な環境を維持するには、継続的な海岸美化運動など地域住民と一体となった管理体制の確立が必要である。このため、地域住民への情報の提供等を行い、地域が主体となった海岸環境保全のための活動体制を支援していくことが望まれる。 【参 考】 本計画における環境関連の用語については、以下のとおりとする。 保全：現在の良好な環境を維持する。（維持に必要な人為的行為も含む） 回復：悪化した環境をかつての良好な状態に戻す。 創出：良好な環境を新たに創り出す。 創造：回復あるいは創出により現状よりも良い環境にする。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
（４） 公衆の適正な利用に係る課題 海辺は多くの人々に親しみやすさ、癒しの機会を提供するほか、雄大な自然とのふれあいの場としての魅力を有している。残された貴重な自然海岸や海浜公園では、海の体験や自然観察などの海の学習が行われている。また、人々がゆったりと海とふれあうなかで、心身ともにくつろぐことができるような健康の増進効果も期待できる。 このような理由から、海に関するレクリエーションの要請は大きく、自然豊かな海岸では、年間を通じて多くの人が自然とのふれあいを求め、海水浴をはじめとして、散策や釣り、マリンスポーツを楽しんでいる。しかしながら、大阪湾沿岸の多くは港湾関連や産業関連の施設で占められており、自然豊かな海岸は少なく人々の海岸利用はプレジャーボートや護岸での魚釣りなど限られたものとなっていることから、海と親しむことのできる海岸づくりが必要である。 また、その際、都市、産業、港湾、漁港機能などと調和し、バランスのとれた海岸利用を進めていく必要がある。限られた空間のなかで、それぞれの機能を維持・発揮していく機会を損なうことなく、都市部の海岸利用の要請に応え、港や海の魅力を発揮し賑わいのある海岸づくりが求められる。 近年では、沿岸部や人工島などに大規模な集客施設が立地しており、今後のさらなる再開発や土地利用転換などで、沿岸域に多くの人々が集まる機会がますます増えることが予測される。海岸整備にあたっては、このような事業と連携しつつ、水辺空間が人々に与える様々な効果が発揮できるよう、地域の歴史や文化を生かし特色のある海岸づくりが必要である。 また沿岸域は、近年、まちづくりの進行により日常の生活空間となっているほか、平穏な内水域では水上バイク等の新たな海岸利用の形態も増えつつあり、海岸利用の多様化、大衆化が進む一方で、放置艇や釣り人等によるごみの増加、利用者間のトラブル発生の危険性、住環境との不調和などの問題が発生してきている。 海岸利用については、今後もその利用形態が多様化するとともに、利用者数の増加が見込まれることから、適正な利用のための対応が必要となってきた。 多様な利用要請に配慮した施設整備、周辺環境との利用形態・エリアの調整、より多くの人々の安全な利用に資するようなバリアフリー化の進展などの対応に加え、利用者のマナー向上の啓発や地域住民の参加、協力によるシステム作りなどソフト面での対応も重要な課題である。 また、利用拠点となる箇所については、海岸へのアクセスの確保が必要となることから、海岸整備だけでなく、広域的な利便性の向上に向けて、関係機関と調整を図っていく必要がある。	・ 変更なし （４） 公衆の適正な利用に係る課題 海辺は多くの人々に親しみやすさ、癒しの機会を提供するほか、雄大な自然とのふれあいの場としての魅力を有している。残された貴重な自然海岸や海浜公園では、海の体験や自然観察などの海の学習が行われている。また、人々がゆったりと海とふれあうなかで、心身ともにくつろぐことができるような健康の増進効果も期待できる。 このような理由から、海に関するレクリエーションの要請は大きく、自然豊かな海岸では、年間を通じて多くの人が自然とのふれあいを求め、海水浴をはじめとして、散策や釣り、マリンスポーツを楽しんでいる。しかしながら、大阪湾沿岸の多くは港湾関連や産業関連の施設で占められており、自然豊かな海岸は少なく人々の海岸利用はプレジャーボートや護岸での魚釣りなど限られたものとなっていることから、海と親しむことのできる海岸づくりが必要である。 また、その際、都市、産業、港湾、漁港機能などと調和し、バランスのとれた海岸利用を進めていく必要がある。限られた空間のなかで、それぞれの機能を維持・発揮していく機会を損なうことなく、都市部の海岸利用の要請に応え、港や海の魅力を発揮し賑わいのある海岸づくりが求められる。 近年では、沿岸部や人工島などに大規模な集客施設が立地しており、今後のさらなる再開発や土地利用転換などで、沿岸域に多くの人々が集まる機会がますます増えることが予測される。海岸整備にあたっては、このような事業と連携しつつ、水辺空間が人々に与える様々な効果が発揮できるよう、地域の歴史や文化を生かし特色のある海岸づくりが必要である。 また沿岸域は、近年、まちづくりの進行により日常の生活空間となっているほか、平穏な内水域では水上バイク等の新たな海岸利用の形態も増えつつあり、海岸利用の多様化、大衆化が進む一方で、放置艇や釣り人等によるごみの増加、利用者間のトラブル発生の危険性、住環境との不調和などの問題が発生してきている。 海岸利用については、今後もその利用形態が多様化するとともに、利用者数の増加が見込まれることから、適正な利用のための対応が必要となってきた。 多様な利用要請に配慮した施設整備、周辺環境との利用形態・エリアの調整、より多くの人々の安全な利用に資するようなバリアフリー化の進展などの対応に加え、利用者のマナー向上の啓発や地域住民の参加、協力によるシステム作りなどソフト面での対応も重要な課題である。 また、利用拠点となる箇所については、海岸へのアクセスの確保が必要となることから、海岸整備だけでなく、広域的な利便性の向上に向けて、関係機関と調整を図っていく必要がある。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1-3-2 大阪湾沿岸の保全に関する基本理念 大阪湾沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、沿岸の課題及びその背景を踏まえ、「基本理念」を以下のように設定する。 ＜基本理念＞ 大阪湾沿岸は背後に大都市圏を擁しており、災害などから人々の暮らしを守るための施設整備や体制づくりが非常に重要である。しかしながら、近年の台風等を踏まえた施設の機能不足対策や老朽化対策、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等に対する耐震性や耐津波性能の向上、侵食対策などの課題が残されていることから、まず、人々の生命・財産を守り、安心して暮らせる海岸づくりを行う。 環境面では、残された貴重な自然や既に回復された砂浜など、大切な環境を損なうことのないよう配慮していくとともに、失われた環境の回復を目指す。また、豊かで美しい海辺環境は次代へ引き継ぐべき資産であり、海岸景観や多様な生態系を育む海辺環境を、英知を生かして積極的に創出することを目指す。 利用面では、沿岸域が限られた空間であることから、都市、産業、港湾、漁港機能などとの調和にも配慮し、それぞれの海岸の特性に合った利用を推進するとともに、人々が海や水辺と身近に親しんだり、年間を通して観光・レクリエーションを楽しむことができるよう、海岸の開放や創出を進めていく。また、高齢化社会への対応も踏まえ、安全で快適なアクセスの確保などを図り、にぎわいのある海辺づくりを目指す。 このように、大阪湾沿岸では、高度に集積した都市を守るという本来の防護機能の充実に加え、レクリエーション利用、また、生活空間としての日常利用などの海岸利用を促進するとともに、海岸環境の保全との適正なバランスをとり、さらなる環境の回復に努め、これらの要素を高い次元で調和させていき、魅力ある海岸づくりを進めていく。 また、大阪湾沿岸は、日本の歴史が開かれて以来、様々な営みや社会的な活動が展開されてきたところであり、文化面においても、心に残り次代へ継承されていくべき大切なものを秘めている。このため、訪れる人達が、大阪湾沿岸の歴史的・文化的遺産と海岸との関わりを学び、その歴史を体感できるような「なぎさ」づくりを目指すとともに、いにしえの海岸のもっていた魅力が醸し出されるような「なぎさ」のネットワークづくりを目指す。 なお、美しく、快適で安全な海岸を維持していくためには、地域住民や海岸の利用者、民間企業、行政など関係者が一体となって協力していくことが大切であり、ソフト面の対応を充実させ、皆の財産である海辺を築きあげることを目指す。 - 30 -	・気候変動に関する追記 1-3-2 大阪湾沿岸の保全に関する基本理念 大阪湾沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、沿岸の課題及びその背景を踏まえ、「基本理念」を以下のように設定する。 ＜基本理念＞ 大阪湾沿岸は背後に大都市圏を擁しており、災害などから人々の暮らしを守るための施設整備や体制づくりが非常に重要である。しかしながら、将来的な平均海面水位の上昇や台風の強大化等の気候変動の影響等を踏まえた施設の機能不足対策や老朽化対策、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等に対する耐震性や耐津波性能の向上、侵食対策などの課題が残されていることから、まず、人々の生命・財産を守り、安心して暮らせる海岸づくりを行う。 環境面では、残された貴重な自然や既に回復された砂浜など、大切な環境を損なうことのないよう配慮していくとともに、失われた環境の回復を目指す。また、豊かで美しい海辺環境は次代へ引き継ぐべき資産であり、海岸景観や多様な生態系を育む海辺環境を、英知を生かして積極的に創出することを目指す。 利用面では、沿岸域が限られた空間であることから、都市、産業、港湾、漁港機能などとの調和にも配慮し、それぞれの海岸の特性に合った利用を推進するとともに、人々が海や水辺と身近に親しんだり、年間を通して観光・レクリエーションを楽しむことができるよう、海岸の開放や創出を進めていく。また、高齢化社会への対応も踏まえ、安全で快適なアクセスの確保などを図り、にぎわいのある海辺づくりを目指す。 このように、大阪湾沿岸では、高度に集積した都市を守るという本来の防護機能の充実に加え、レクリエーション利用、また、生活空間としての日常利用などの海岸利用を促進するとともに、海岸環境の保全との適正なバランスをとり、さらなる環境の回復に努め、これらの要素を高い次元で調和させていき、魅力ある海岸づくりを進めていく。 また、大阪湾沿岸は、日本の歴史が開かれて以来、様々な営みや社会的な活動が展開されてきたところであり、文化面においても、心に残り次代へ継承されていくべき大切なものを秘めている。このため、訪れる人達が、大阪湾沿岸の歴史的・文化的遺産と海岸との関わりを学び、その歴史を体感できるような「なぎさ」づくりを目指すとともに、いにしえの海岸のもっていた魅力が醸し出されるような「なぎさ」のネットワークづくりを目指す。 なお、美しく、快適で安全な海岸を維持していくためには、地域住民や海岸の利用者、民間企業、行政など関係者が一体となって協力していくことが大切であり、ソフト面の対応を充実させ、皆の財産である海辺を築きあげることを目指す。 - 31 -

・ 変更なし



現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1-3-3 大阪湾沿岸の保全に関する基本方針 前項の基本理念を受け、大阪湾沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定する。 ＜基本方針＞ ■ まちとくらしを護り、将来にわたって災害の心配のない海岸づくりを行う 海岸保全施設の機能不足を解消し、さらに近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等に対する耐震性や耐津波性能強化など安全性の向上を行い、海岸の侵食に対しても長期的な保全対策を図ることにより、背後地の大都市圏の営みや沿岸域での生活を災害から守り、将来とも安心できる安全で快適な海岸づくりを進める。 また、海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、防護機能の維持の観点から、予防保全の考え方に基づいた、計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を図る。 ■ 地域と一体的に取組む日常および緊急時の海岸管理体制づくりを進める 災害発生時などの緊急対応のため、地域住民と行政が一体となって協力できる体制づくりや避難誘導、情報提供など、ソフト面を強化し安全性の向上に努める。また、日常的な維持管理についても、異常箇所早期発見などが図れるような体制づくりを進める。 ■ 貴重な自然を守り、新たな自然環境を育む 海辺の環境を把握し、環境情報の提供を行うとともに、残された貴重な自然環境の保全に努める。また、多様な生態系を育む海辺環境の回復・創出を図り、人と自然とが共生できる海辺の創造を目指す。 ■ 人々に愛される水と緑の美しい景観の創出を目指す かつての白砂青松の美しい大阪湾の風景や、海岸にまつわる建造物や史跡など、様々な歴史的・文化的資源を活かした魅力ある景観づくりを進め、豊かな自然が広がる水と緑の美しいなぎさ景観の創出を目指す。 ■ 多くの人達の参加と協力で美しい海辺づくりを進める ごみなどの不法投棄や施設の汚損などの防止対策を進めるとともに、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりや、海岸の愛護を促す環境教育などを図り、美しい海辺づくりを進める。 ■ 恵まれた歴史と文化を活かし、ふれあいやにぎわいのある海辺づくりを目指す 地域の祭や行事などの利用、自然の体験や観察など、水辺とふれあうことのできる親しみのある海辺や、様々なレクリエーションを楽しむことのできる海辺づくりを目指す。また、それら海辺空間と産業、港湾、漁業機能との調和や、なぎさのネットワーク化を図り、活力とにぎわいのある海辺づくりを目指す。 ■ 地域と連携し安全で快適な海辺づくりを進める 地域と連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや啓発活動などを推進していく。また、海辺に容易に近づけない現状を改善するためのアクセスづくりとバリアフリー化により、安全で快適な海辺づくりを進める。	・ 気候変動に関する追記 1-3-3 大阪湾沿岸の保全に関する基本方針 前項の基本理念を受け、大阪湾沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定する。 ＜基本方針＞ ■ まちとくらしを護り、将来にわたって災害の心配のない海岸づくりを行う 将来的な平均海面水位の上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対する海岸保全施設の機能不足を解消し、さらに近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等に対する耐震性や耐津波性能強化など安全性の向上を行い、海岸の侵食に対しても長期的な保全対策を図ることにより、背後地の大都市圏の営みや沿岸域での生活を災害から守り、将来とも安心できる安全で快適な海岸づくりを進める。 また、海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、防護機能の維持の観点から、予防保全の考え方に基づいた、計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を図る。 ■ 地域と一体的に取組む日常および緊急時の海岸管理体制づくりを進める 災害発生時などの緊急対応のため、地域住民と行政が一体となって協力できる体制づくりや避難誘導、情報提供など、ソフト面を強化し安全性の向上に努める。また、日常的な維持管理についても、異常箇所早期発見などが図れるような体制づくりを進める。 ■ 貴重な自然を守り、新たな自然環境を育む 海辺の環境を把握し、環境情報の提供を行うとともに、残された貴重な自然環境の保全に努める。また、多様な生態系を育む海辺環境の回復・創出を図り、人と自然とが共生できる海辺の創造を目指す。 ■ 人々に愛される水と緑の美しい景観の創出を目指す かつての白砂青松の美しい大阪湾の風景や、海岸にまつわる建造物や史跡など、様々な歴史的・文化的資源を活かした魅力ある景観づくりを進め、豊かな自然が広がる水と緑の美しいなぎさ景観の創出を目指す。 ■ 多くの人達の参加と協力で美しい海辺づくりを進める ごみなどの不法投棄や施設の汚損などの防止対策を進めるとともに、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりや、海岸の愛護を促す環境教育などを図り、美しい海辺づくりを進める。 ■ 恵まれた歴史と文化を活かし、ふれあいやにぎわいのある海辺づくりを目指す 地域の祭や行事などの利用、自然の体験や観察など、水辺とふれあうことのできる親しみのある海辺や、様々なレクリエーションを楽しむことのできる海辺づくりを目指す。また、それら海辺空間と産業、港湾、漁業機能との調和や、なぎさのネットワーク化を図り、活力とにぎわいのある海辺づくりを目指す。 ■ 地域と連携し安全で快適な海辺づくりを進める 地域と連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや啓発活動などを推進していく。また、海辺に容易に近づけない現状を改善するためのアクセスづくりとバリアフリー化により、安全で快適な海辺づくりを進める。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2. 海岸の防護に関する事項 国が定めた海岸保全基本方針に基づき、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。 大阪湾沿岸は、しばしば台風が通過するうえに、湾口が南を向いているため高潮の発生頻度が高い。海岸線には人口・資産が集中しているため、高潮災害がたびたび発生しており、災害の発生を防止し安全な海岸づくりを進める必要がある。 また、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震では、広い範囲での甚大な津波による浸水被害が懸念されており、人命を守ることを最優先とした総合的な津波対策を進める必要がある。 2-1 海岸の防護の目標 2-1-1 防護すべき地域 本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が予想される、以下の地域とする。 ● 高潮からの防護 防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水区域とする。 ● 津波からの防護 防護水準として設定した南海トラフ地震により、百年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波による浸水区域とする。 ● 侵食からの防護 現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲とする。 2-1-2 防護水準 ●高潮・波浪に対する防護水準 高潮や越波などによる浸水被害からの防護については、台風期朔望平均満潮位（H.W.L）に、過去の記録上最大級の台風がもっとも危険なコースを通過したとして計算した計画偏差を加えた設計高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて、これらに対して防護することを目標とする。 ●津波に対する防護水準 津波による浸水被害からの防護については、南海トラフ地震の発生頻度を踏まえた2つの水準の津波に対して、以下に示すとおりとする。 - 33 -	・ 気候変動に関する追記 2. 海岸の防護に関する事項 国が定めた海岸保全基本方針に基づき、将来的な気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等も踏まえ、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。 大阪湾沿岸は、しばしば台風が通過するうえに、湾口が南を向いているため高潮の発生頻度が高い。海岸線には人口・資産が集中しているため、高潮災害がたびたび発生しており、将来的な気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等も踏まえ、災害の発生を防止し安全な海岸づくりを進める必要がある。 また、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震では、広い範囲での甚大な津波による浸水被害が懸念されており、人命を守ることを最優先とした総合的な津波対策を進める必要がある。 2-1 海岸の防護の目標 2-1-1 防護すべき地域 本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が予想される、以下の地域とする。 ● 高潮からの防護 防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水区域とする。 ● 津波からの防護 防護水準として設定した南海トラフ地震により、数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波による浸水区域とする。 ● 侵食からの防護 現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲とする。 2-1-2 防護水準 気候変動に関する現時点の最新の知見を基に、気候変動シナリオとして 2℃上昇シナリオを想定し、2100年時点を想定年次として、防護水準（潮位・波浪・津波）を設定する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図るものとする。 ●高潮・波浪に対する防護水準 高潮や越波などによる浸水被害からの防護については、気候変動の影響を考慮し、台風期朔望平均満潮位（H.W.L）に、過去の記録上最大級の台風がもっとも危険なコースを通 - 34 -

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
百年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、越流を防ぐこととし、沿岸域を一定のまとまりのある海岸に分割した地域海岸毎に「設計津波の水位」を設定し、これに対する防護を目標とする。 設計津波を超える最大クラスの津波に対しては、津波が海岸堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造へ工夫を図ることで減災を目指すものとする。 ●侵食に対する防護水準 侵食による被害からの防護については、現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。 大阪湾沿岸における防護水準は、表 1.2.1、表 1.2.2 のとおりとする。 - 34 -	・ 気候変動に関する追記 過したとして計算した計画偏差を加えた設計高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて、これらに対して防護することを目標とする。 ●津波に対する防護水準 津波による浸水被害からの防護については、南海トラフ地震の発生頻度を踏まえた 2 つの水準の津波に対して、以下に示すとおりとする。 数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、越流を防ぐこととし、沿岸域を一定のまとまりのある海岸に分割した地域海岸毎に気候変動の影響を考慮した「設計津波の水位」を設定し、これに対する防護を目標とする。 設計津波を超える最大クラスの津波に対しては、津波が海岸堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造へ工夫を図ることで減災を目指すものとする。 ●侵食に対する防護水準 侵食による被害からの防護については、現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標とする。 大阪湾沿岸における防護水準は、表 1.2.1、表 1.2.2 のとおりとする。 - 35 -

表1.2.1 高潮・波浪、侵食に関する防護水準

市町名		防護水準		侵食				
		高 潮						
		潮 位 (設計高潮位)	波 浪 Ho(波高), T(周期)					
神戸市	垂水区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 6m T =8. 0s	現状の汀線維持も しくは必要に応じ た汀線の回復				
	須磨区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 6m T =8. 6s					
	長田区、兵庫区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 7m T =8. 6s					
	中央区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 7m T =8. 6s					
	灘区、東灘区	T. P. +2. 80m	Ho=3. 6m T =7. 5s					
芦屋市		T. P. +3. 60m	Ho=4. 8m T =8. 6s					
西宮市								
尼崎市		T. P. +3. 90m						
大阪市		T. P. +3. 90m	Ho=2. 9m T =6. 5s					
			Ho=3. 3m T =6. 6s					
堺市		T. P. +3. 90m	Ho=3. 2m T =6. 5s					
高石市		T. P. +3. 50m	Ho=3. 1m T =6. 5s					
泉大津市								
忠岡町		T. P. +3. 40m	Ho=3. 0m T =6. 5s					
岸和田市								
貝塚市		T. P. +3. 30m						
泉佐野市		T. P. +3. 30m	Ho=2. 9m T =6. 5s					
田尻町								
泉南市								
阪南市		T. P. +3. 00m						
岬町		T. P. +2. 80m	Ho=3. 0m T =6. 5s					

※ 波向に関わらず、最大値を記載しているため、対象施設毎に適切な沖波を選定すること。

表1.2.1 高潮・波浪、侵食に関する防護水準

市町名		防護水準		侵食	
		高 潮 ^{※1}			
		潮 位 (設計高潮位)	波 浪 ^{※2} Hqo(波高), T(周期)		
神戸市	垂水区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 6m T =8. 0s	現状の汀線維持も しくは必要に応じ た汀線の回復	
	須磨区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 6m T =8. 6s		
	長田区、兵庫区	T. P. +2. 80m	Ho=4. 7m T =8. 6s		
	中央区	T. P. +2. 80m	Ho=3. 6m T =7. 5s		
	灘区、東灘区	T. P. +2. 80m			
芦屋市		T. P. +3. 60m	Ho=4. 8m T =8. 6s		
西宮市					
尼崎市		T. P. +3. 90m			
大阪市		T. P. +5. 6m	Hqo=5. 0m T =7. 8s		
			Hqo=5. 9m T =8. 1s		
堺市		T. P. +5. 3m	Hqo=5. 8m T =8. 0s		
高石市		T. P. +4. 6m	Hqo=5. 4m T =7. 7s		
泉大津市					
忠岡町		T. P. +4. 2m	Hqo=5. 4m T =7. 6s		
岸和田市					
貝塚市		T. P. +3. 9m	Hqo=4. 6m T =6. 8s		
泉佐野市					
田尻町		T. P. +3. 8m	Hqo=4. 5m T =7. 0s		
泉南市					
阪南市		T. P. +3. 3m			
岬町		T. P. +3. 2m	Hqo=4. 0m T =6. 4s		
			Hqo=3. 9m T =6. 3s		
			Hqo=3. 7m T =6. 3s		

※1気候変動シナリオとして2℃上昇シナリオを想定し、2100年時点を想定年次とした外力

※2 準沖波：内湾において海底地形等の影響を考慮して設定した沖波

- 35 -

- 36 -

現行基本計画記載内容				変更記載内容（案）																																																																											
表1.2.2 津波に関する防護水準 <table><tr><th>地域海岸名</th><th colspan="2">市町名</th><th>対象地震</th><th>津波水位</th></tr><tr><td rowspan="8">兵庫県東部</td><td rowspan="6">神戸市</td><td>垂水区</td><td rowspan="6">想定安政南海地震</td><td rowspan="6">T.P. +1.4m～3.1m</td></tr><tr><td>須磨区</td></tr><tr><td>長田区、兵庫区</td></tr><tr><td>中央区</td></tr><tr><td>灘区、東灘区</td></tr><tr><td>芦屋市</td></tr><tr><td>西宮市</td></tr><tr><td>尼崎市</td></tr><tr><td>大阪府北部</td><td colspan="2">大阪市</td><td>想定昭和南海地震</td><td>T.P. +2.7m～3.4m</td></tr><tr><td rowspan="11">大阪府中南部</td><td>堺市</td><td rowspan="11">想定安政南海地震</td><td rowspan="11">T.P. +1.6m～4.2m</td></tr><tr><td>高石市</td></tr><tr><td>泉大津市</td></tr><tr><td>忠岡町</td></tr><tr><td>岸和田市</td></tr><tr><td>貝塚市</td></tr><tr><td>泉佐野市</td></tr><tr><td>田尻町</td></tr><tr><td>泉南市</td></tr><tr><td>阪南市</td></tr><tr><td>岬町</td></tr></table> ※ 地域海岸内での最大値及び最小値を記載。				地域海岸名	市町名		対象地震	津波水位	兵庫県東部	神戸市	垂水区	想定安政南海地震	T.P. +1.4m～3.1m	須磨区	長田区、兵庫区	中央区	灘区、東灘区	芦屋市	西宮市	尼崎市	大阪府北部	大阪市		想定昭和南海地震	T.P. +2.7m～3.4m	大阪府中南部	堺市	想定安政南海地震	T.P. +1.6m～4.2m	高石市	泉大津市	忠岡町	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町	・ 気候変動に関する数値変更 表1.2.2 津波に関する防護水準 <table><tr><th>地域海岸名</th><th colspan="2">市町名</th><th>対象地震</th><th>津波水位※1</th></tr><tr><td rowspan="8">兵庫県東部</td><td rowspan="6">神戸市</td><td>垂水区</td><td rowspan="6">想定安政南海地震</td><td rowspan="6">T.P. +1.4m～3.1m</td></tr><tr><td>須磨区</td></tr><tr><td>長田区、兵庫区</td></tr><tr><td>中央区</td></tr><tr><td>灘区、東灘区</td></tr><tr><td>芦屋市</td></tr><tr><td>西宮市</td></tr><tr><td>尼崎市</td></tr><tr><td>大阪府北部</td><td colspan="2">大阪市</td><td>想定昭和南海地震</td><td>T.P. +3.6m～4.7m</td></tr><tr><td rowspan="12">大阪府中南部</td><td>堺市</td><td rowspan="12">想定安政南海地震</td><td rowspan="12">T.P. +2.1m～4.9m</td></tr><tr><td>高石市</td></tr><tr><td>泉大津市</td></tr><tr><td>忠岡町</td></tr><tr><td>岸和田市</td></tr><tr><td>貝塚市</td></tr><tr><td>泉佐野市</td></tr><tr><td>田尻町</td></tr><tr><td>泉南市</td></tr><tr><td>阪南市</td></tr><tr><td>岬町</td></tr></table> ※1 地域海岸内での最大値及び最小値を記載。 気候変動シナリオとして2℃上昇シナリオを想定し、2100年時点を想定年次とした外力				地域海岸名	市町名		対象地震	津波水位※1	兵庫県東部	神戸市	垂水区	想定安政南海地震	T.P. +1.4m～3.1m	須磨区	長田区、兵庫区	中央区	灘区、東灘区	芦屋市	西宮市	尼崎市	大阪府北部	大阪市		想定昭和南海地震	T.P. +3.6m～4.7m	大阪府中南部	堺市	想定安政南海地震	T.P. +2.1m～4.9m	高石市	泉大津市	忠岡町	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町
地域海岸名	市町名		対象地震	津波水位																																																																											
兵庫県東部	神戸市	垂水区	想定安政南海地震	T.P. +1.4m～3.1m																																																																											
		須磨区																																																																													
		長田区、兵庫区																																																																													
		中央区																																																																													
		灘区、東灘区																																																																													
		芦屋市																																																																													
	西宮市																																																																														
	尼崎市																																																																														
大阪府北部	大阪市		想定昭和南海地震	T.P. +2.7m～3.4m																																																																											
大阪府中南部	堺市	想定安政南海地震	T.P. +1.6m～4.2m																																																																												
	高石市																																																																														
	泉大津市																																																																														
	忠岡町																																																																														
	岸和田市																																																																														
	貝塚市																																																																														
	泉佐野市																																																																														
	田尻町																																																																														
	泉南市																																																																														
	阪南市																																																																														
	岬町																																																																														
地域海岸名	市町名		対象地震	津波水位※1																																																																											
兵庫県東部	神戸市	垂水区	想定安政南海地震	T.P. +1.4m～3.1m																																																																											
		須磨区																																																																													
		長田区、兵庫区																																																																													
		中央区																																																																													
		灘区、東灘区																																																																													
		芦屋市																																																																													
	西宮市																																																																														
	尼崎市																																																																														
大阪府北部	大阪市		想定昭和南海地震	T.P. +3.6m～4.7m																																																																											
大阪府中南部	堺市	想定安政南海地震	T.P. +2.1m～4.9m																																																																												
	高石市																																																																														
	泉大津市																																																																														
	忠岡町																																																																														
	岸和田市																																																																														
	貝塚市																																																																														
	泉佐野市																																																																														
	田尻町																																																																														
	泉南市																																																																														
	阪南市																																																																														
	岬町																																																																														

- 36 -

- 37 -

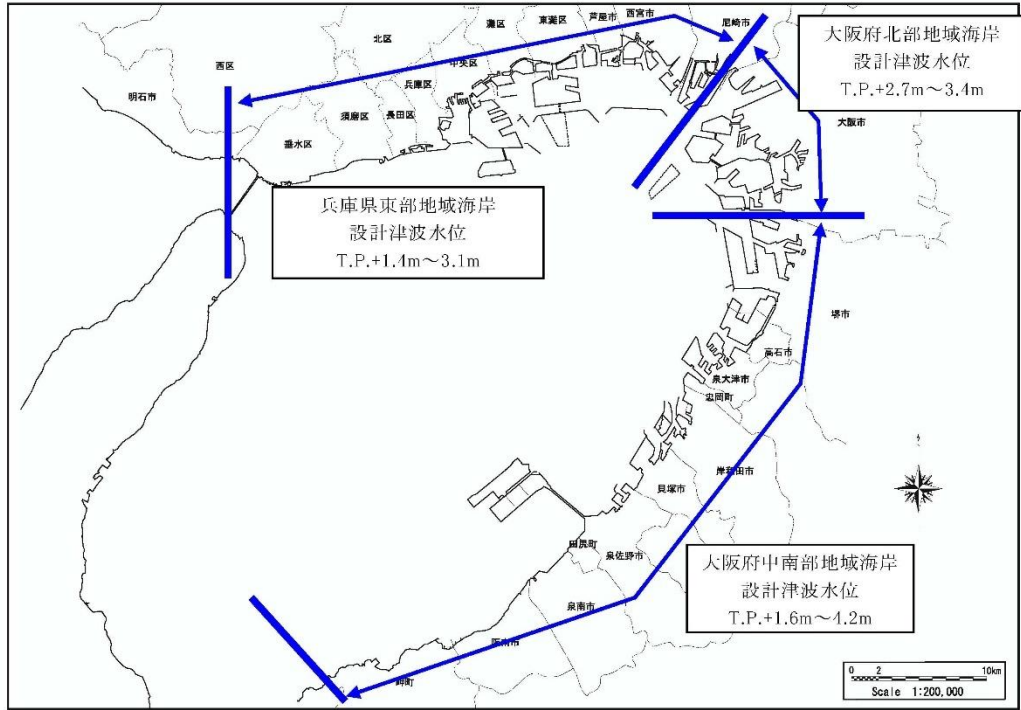


図 1.2.1 地域海岸の区分と設計津波水位

・ 気候変動に関する数値変更

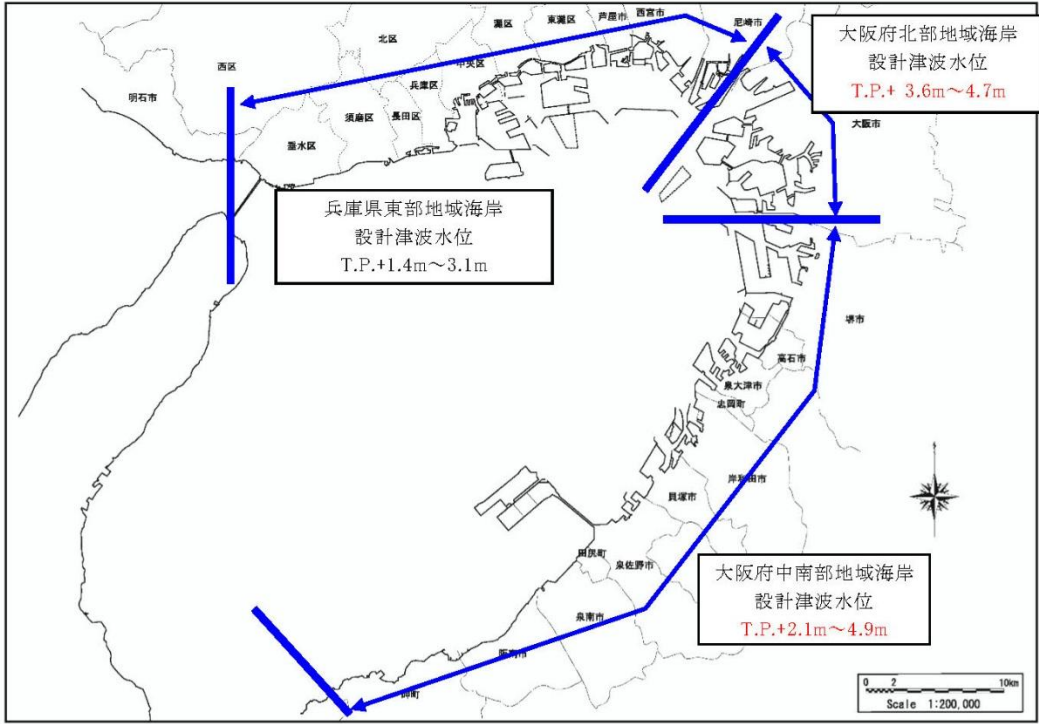


図 1.2.1 地域海岸の区分と設計津波水位

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2-2 防護の目標を達成するための施策 ＜地域を守る安全な海岸の整備＞ 大阪湾沿岸では、背後地が大都市域であることから海岸防護の取り組みが古くから行われてきたことや、平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）による被災後、災害復旧が進められてきたことなどから、現在まで海岸保全施設の整備については一定水準の整備が進められてきたところである。 しかし、早期に整備した海岸保全施設については相当な年月が経過し、老朽化による機能不足などの問題が生じており、一部の区間では、天端高の不足する箇所や海岸保全施設が未整備の箇所もある。整備済み区間においても、阪神・淡路大震災でみられたような地盤の液状化による施設の損壊・傾斜や耐震性の向上、施設操作の迅速化などの課題もある。 海岸保全施設の整備は、未整備区間の整備促進、防潮堤の嵩上げ・改良や耐震強化対策を実施するほか、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対しては、百年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波と、これを超える最大クラスの津波の2つのレベルの津波に対して必要な対策を講じることとする。 比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命・財産の防護のための対策を進めることとし、防潮堤等で、津波の越流を防ぐなど「防災」機能を備えた施設整備を計画的に進める。 比較的発生頻度の高い津波を越える最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先に、津波が防潮堤を越流した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」機能を付加するものとする。 また、高潮に対しては、激甚化する台風等を考慮した必要高の見直しや計画的・重点的な高潮対策を実施することとする。 高潮・波浪や津波に対して施設の機能を維持するためには、適切な時期に調査・点検を行い、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。水門や排水機場、閘門、陸閘については、適切な維持・補修に加え、高潮・津波などの災害時に安全迅速な対応が出来るよう、操作規則等の制定や操作員の訓練実施など運用面の充実を図るとともに、遠隔操作のできる集中管理システム化やシステムに対応した施設整備を進めていく。また、自然海岸や砂浜、干潟が形成されているところでは、長期的な侵食対策に努めていく。このような貴重な海岸を有する周辺海域における施設整備については、これらの自然海岸への影響が生じないように、関係機関と十分な調整を図る必要がある。 - 38 -	・ 気候変動に関する追記 2-2 防護の目標を達成するための施策 ＜地域を守る安全な海岸の整備＞ 大阪湾沿岸では、背後地が大都市域であることから海岸防護の取り組みが古くから行われてきたことや、平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）による被災後、災害復旧が進められてきたことなどから、現在まで海岸保全施設の整備については一定水準の整備が進められてきたところである。 しかし、早期に整備した海岸保全施設については相当な年月が経過し、老朽化による機能不足などの問題が生じており、一部の区間では、天端高の不足する箇所や海岸保全施設が未整備の箇所もある。整備済み区間においても、阪神・淡路大震災でみられたような地盤の液状化による施設の損壊・傾斜や耐震性の向上、施設操作の迅速化などの課題もある。 海岸保全施設の整備は、未整備区間の整備促進、防潮堤の嵩上げ・改良や耐震強化対策を実施するほか、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対しては、数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波と、これを超える最大クラスの津波の2つのレベルの津波に対して必要な対策を講じることとする。 比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命・財産の防護のための対策を進めることとし、防潮堤等で、津波の越流を防ぐなど「防災」機能を備えた施設整備を計画的に進める。 比較的発生頻度の高い津波を越える最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先に、津波が防潮堤を越流した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」機能を付加するものとする。 また、高潮に対しては、激甚化する台風等を考慮した必要高の見直しや計画的・重点的な高潮対策を実施することとする。 海岸の防護にあたっては、気候変動を踏まえた必要高を2100年時点の2℃上昇シナリオにて設定するが、確信度の高い予測結果をもとに、ソフト対策も組み合わせながら多段的な対策を行うことも検討する。気候変動に関するモニタリング結果や、気候変動に係る新たな知見、最新の予測結果を用いて、適宜、対応策を検討してくものとする。 高潮・波浪や津波に対して施設の機能を維持するためには、適切な時期に調査・点検を行い、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。水門や排水機場、閘門、陸閘については、適切な維持・補修に加え、高潮・津波などの災害時に安全迅速な対応が出来るよう、操作規則等の制定や操作員の訓練実施など運用面の充実を図るとともに、遠隔操作のできる集中管理システム化やシステムに対応した施設整備を進めていく。また、自然海岸や砂浜、干潟が形成されているところでは、気 - 39 -

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
さらに今後の施設整備を進めるにあたっては、潮流、波浪など自然条件に配慮し自然環境に悪影響を及ぼさないように努め、潜堤や養浜、階段護岸などを組み合わせて複数の施設が一体となって海岸を守る、面的防護方式を積極的に採用していくものとする。 将来、沿岸部の土地利用転換にともない、新たな海岸防護施設の整備が必要となる場合、土地利用との調和のとれた防護方式等を検討し、適切な施設整備を図っていく。 ＜地域住民と一体となった防災対策＞ 人口、資産の集中した大阪湾沿岸では、ひとたび高潮・津波等による災害が発生すると、広範な地域で甚大な被害を生じる可能性が高い。したがって、海岸保全施設の整備だけでなく、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の対応方法の周知徹底、避難誘導の方法やルート調整、迅速・的確な情報の収集、発信等ソフト面での対策も必要である。 また、地域住民と一体となった防災活動の体制づくりや防災意識の高揚および知識の普及などを進め、さらなる安全性の向上に努める。 なお、大阪湾沿岸では、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対して、最大クラスの津波を想定した対策についても強化し、避難誘導体制づくりなどを進めていくこととする。 海岸保全施設の日常的な点検や維持管理については、施設の機能維持と安全性を重視した点検を行うとともに、老朽化の著しい施設を監視するためのシステムづくりや、損壊や異常箇所の早期発見・補修・改修等が図れるよう異常通報システムなどの対策を検討し、迅速で適正な対策を講じることができるよう努める。 より安全なくらしとまちを守るために、今後さらに、施設の日常監視などで、大阪湾沿岸の地域住民、各市町とより緊密に一体的な連携を強化していく。 - 39 -	・ 気候変動に関する追記 候変動に伴う砂浜の変動等に関するモニタリングを実施し、長期的な侵食対策に努めていく。このような貴重な海岸を有する周辺海域における施設整備については、これらの自然海岸への影響が生じないように、関係機関と十分な調整を図る必要がある。 さらに今後の施設整備を進めるにあたっては、潮流、波浪など自然条件に配慮し自然環境に悪影響を及ぼさないように努め、潜堤や養浜、階段護岸などを組み合わせて複数の施設が一体となって海岸を守る、面的防護方式を積極的に採用していくものとする。 将来、沿岸部の土地利用転換にともない、新たな海岸防護施設の整備が必要となる場合、土地利用との調和のとれた防護方式等を検討し、適切な施設整備を図っていく。 ＜地域住民と一体となった防災対策＞ 人口、資産の集中した大阪湾沿岸では、ひとたび高潮・津波等による災害が発生すると、広範な地域で甚大な被害を生じる可能性が高い。したがって、海岸保全施設の整備だけでなく、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の対応方法の周知徹底、避難誘導の方法やルート調整、迅速・的確な情報の収集、発信等ソフト面での対策も必要である。 また、地域住民と一体となった防災活動の体制づくりや防災意識の高揚および知識の普及などを進め、さらなる安全性の向上に努める。 なお、大阪湾沿岸では、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対して、最大クラスの津波を想定した対策についても強化し、避難誘導体制づくりなどを進めていくこととする。 海岸保全施設の日常的な点検や維持管理については、施設の機能維持と安全性を重視した点検を行うとともに、老朽化の著しい施設を監視するためのシステムづくりや、損壊や異常箇所の早期発見・補修・改修等が図れるよう異常通報システムなどの対策を検討し、迅速で適正な対策を講じることができるよう努める。 より安全なくらしとまちを守るために、今後さらに、施設の日常監視などで、大阪湾沿岸の地域住民、各市町とより緊密に一体的な連携を強化していく。 - 40 -

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策 <海岸環境の保全> 大阪湾沿岸に残された自然海岸や砂浜・干潟はきわめて少なく、貴重な環境資源である。海域の自然環境は、そこに生息する海生生物だけでなく、そこを生活空間の一部とする陸域の生物にとっても大切な生息空間となっている。 こうした水際の自然環境は壊れやすく、その回復には長時間を要し、困難であるため、今後ともその保全には万全を期していく。 また、生命の源となる水の浄化に対しても、自然海岸の果たす役割は大きく、人と自然とが今後とも共存していくために、こうした水辺の自然環境を損なうことなく保全していくものとする。 <「新たな環境創造」型への転換> 大阪湾沿岸では、これまでの流入河川の汚濁や沿岸の開発等により、水質・底質の悪化や、生物多様性の低下、自然景観の喪失等の環境悪化を招いてきたが、近年では人工海浜の整備をはじめ、生態系や水質浄化にも配慮した施設の整備を進めてきている。 大阪湾の環境レベルを全体として高め、水質や生態系を良好な状態で後世に引き継ぐため、関連する計画を踏まえつつ、人と海の生物とが共存し、自然への親しみを共感する場として、生態系に配慮した親しみやすい水辺環境を創出していく。さらに、既に悪化した環境の回復を図るため、多様な生物の生息の場を創出し、生物等の自然浄化能力を活用するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりを目指すとともに、魅力ある海岸づくりを進めていく。また、水産資源の確保は漁業にとって切実な課題であり、藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出にも配慮した海岸環境づくりを進めていくものとする。 今までの、防護を優先して進めてきた施設整備のあり方から、さらに、環境への負荷低減など、自然への配慮を行いつつ、循環型社会の形成に努めていく。	・変更なし 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策 <海岸環境の保全> 大阪湾沿岸に残された自然海岸や砂浜・干潟はきわめて少なく、貴重な環境資源である。海域の自然環境は、そこに生息する海生生物だけでなく、そこを生活空間の一部とする陸域の生物にとっても大切な生息空間となっている。 こうした水際の自然環境は壊れやすく、その回復には長時間を要し、困難であるため、今後ともその保全には万全を期していく。 また、生命の源となる水の浄化に対しても、自然海岸の果たす役割は大きく、人と自然とが今後とも共存していくために、こうした水辺の自然環境を損なうことなく保全していくものとする。 <「新たな環境創造」型への転換> 大阪湾沿岸では、これまでの流入河川の汚濁や沿岸の開発等により、水質・底質の悪化や、生物多様性の低下、自然景観の喪失等の環境悪化を招いてきたが、近年では人工海浜の整備をはじめ、生態系や水質浄化にも配慮した施設の整備を進めてきている。 大阪湾の環境レベルを全体として高め、水質や生態系を良好な状態で後世に引き継ぐため、関連する計画を踏まえつつ、人と海の生物とが共存し、自然への親しみを共感する場として、生態系に配慮した親しみやすい水辺環境を創出していく。さらに、既に悪化した環境の回復を図るため、多様な生物の生息の場を創出し、生物等の自然浄化能力を活用するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりを目指すとともに、魅力ある海岸づくりを進めていく。また、水産資源の確保は漁業にとって切実な課題であり、藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出にも配慮した海岸環境づくりを進めていくものとする。 今までの、防護を優先して進めてきた施設整備のあり方から、さらに、環境への負荷低減など、自然への配慮を行いつつ、循環型社会の形成に努めていく。 - 41 -